

青森県こども読書活動推進計画 (第五次)(案)

読書で広がる あおもりっこの未来

令和7年 月
青森県教育委員会

— 目 次 —

第1章 計画策定について

1	計画策定の趣旨	1
2	経緯	1
3	計画の対象	3
4	計画の期間	3
5	計画の構成	3

第2章 本県における取組と課題

1	本県における取組と評価	4
(1)	県推進計画（第四次）における数値目標に基づく評価	4
(2)	取組と評価	7
	【参考】県推進計画（第四次）期間中の主な県の取組	9
2	本県の課題	11
(1)	不読率の改善	11
(2)	学校図書館の更なる充実と公立図書館との連携、協力	11
(3)	公立図書館の機能強化と図書館未設置市町村の解消	12
(4)	読み聞かせボランティア等の育成と支援	12
(5)	乳幼児期からの家庭での読み聞かせの浸透	12

第3章 基本方針

1	不読率の低減	13
2	多様な子どもたちの読書機会の確保	13
3	デジタル社会に対応した読書環境の整備	14
4	こどもの視点に立った読書活動の推進	14

第4章 子どもの読書活動の推進方策

1	推進方策の基本的な考え方	15
2	「家庭」、「地域」、「学校等」及び「民間団体」が認識を共有する事項	15
(1)	連携、協力	15
(2)	人財育成	16
(3)	普及、啓発	16
(4)	発達段階に応じた取組	16
(5)	こどもの読書への関心を高める取組	17

3	家庭	20
(1)	家庭の役割、取組	20
(2)	家庭の取組の促進等	20
4	地域	21
(1)	図書館の役割	21
(2)	図書館の取組	22
(3)	図書館における取組の促進等	24
5	学校等	26
(1)	幼稚園、保育所、認定こども園等	26
(2)	小学校、中学校、高等学校等	27
6	民間団体	32
(1)	民間団体の役割、取組	32
(2)	民間団体の取組の促進等	32
第5章 計画の評価		
1	計画の評価	34
2	評価の指針	34
(1)	目標値を設定する指針と指標	34
(2)	目標値は設定せず取組の状況を把握する指針と指標	35
3	計画の推進に向けて	35
	【参考】計画の進捗状況を示す指標に係る数値の推移	36
〔資料編〕		
1	県内公立図書館等一覧	42
2	子どもの読書活動の推進に関する法律	46
3	文字・活字文化振興法	48
4	図書館の設置及び運営上の望ましい基準	51
5	学校教育の情報化の推進に関する法律	59
6	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	65
7	青森県こども読書活動推進協議会設置要項	70
8	青森県こども読書活動推進協議会委員	71

第1章 計画策定について

1 計画策定の趣旨

こどもの読書活動は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（こどもの読書活動の推進に関する法律第2条）であり、未来をつくるこどもたちが読書に親しみ、自主的に読書活動をするためには、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していかなければなりません。

県は、平成16年3月に「青森県子ども読書活動推進計画」（以下「県推進計画」という。）を策定して以来、これまで5年ごとに第四次計画まで策定し、こどもの読書活動推進のための様々な取組を行ってきました。また、多くの市町村においてもこども読書活動推進計画（以下「市町村推進計画」という。）が策定され、地域に根差した読書活動が行われてきています。しかし、課題も多く、計画策定時に目指したものが十分実施できたとは言い難い部分もあります。

このため、本県の第一次から第四次までの県推進計画の理念を継承しつつ、これまでの情勢の進展と県の取組と課題を踏まえ、ここに新たな県推進計画を策定するものです。

2 経緯

こどもの読書活動をめぐる国及び本県のこれまでの主な動向は次のとおりです。

年 月	国・県	内 容
平成13年12月	国	子どもの読書活動の推進に関する法律（以下「推進法」という。） 公布・施行 ・こどもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにする。 ・4月23日を「子ども読書の日」と定める。
平成14年 8月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 策定
平成16年 3月	県	青森県子ども読書活動推進計画 策定
平成17年 7月	国	文字・活字文化振興法 公布・施行
平成18年12月	国	教育基本法 改正 ・家庭教育、幼児教育、学校・家庭・地域の連携協力についての規定が盛り込まれる。
平成19年 6月	国	学校教育法 改正 ・義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられる。
平成20年 3月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）の策定 学習指導要領等の告示（幼稚園・小学校・中学校） ・各教科を通じて言語活動の充実を図ることとし、言語に関する能力の育成に必要な読書活動を充実することを定めている。

年 月	国・県	内 容
		・幼稚園教育要領では、幼児が絵本や物語等に親しめるようにすることを定めている。
平成20年 8月	国	図書館法 改正 ・図書館にその運営状況に関する評価及び改善や情報提供に関する努力義務が課せられる。
平成21年 3月	国	学習指導要領の告示（高等学校、特別支援学校） ・各教科を通じて言語活動の充実を図ることとし、言語に関する能力の育成に必要な読書活動を充実することを定めている。
平成22年	国	「国民読書年」の取組開始 ・「国民読書年に関する決議」（平成 20 年 6 月、国会決議）による。
平成22年 3月	県	青森県子ども読書活動推進計画（第二次）策定
平成23年 4月	国	学習指導要領全面実施（小学校及び特別支援学校小学部）
平成24年 4月	国	学習指導要領全面実施（中学校及び特別支援学校中学部）
12月	国	図書館の設置及び運営上の望ましい基準 改正
平成25年 4月	国	学習指導要領全面実施（高等学校及び特別支援学校高等部） ※数学・理科は平成 24 年度から。
5月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）の策定
平成26年 6月	国	学校図書館法 改正 ・学校に学校司書を置くよう努めなければならないことが定められる。
平成27年 3月	県	青森県子ども読書活動推進計画（第三次）策定
平成28年10月	国	これからの学校図書館の整備充実について（報告）
11月	国	学校図書館ガイドライン、学校司書モデルカリキュラムの作成 ・学校図書館ガイドラインでは、学校図書館の運営上の重要な事項について示されている。 ・学校司書モデルカリキュラムでは、学校司書に求められる専門的知識・技能を習得できる望ましい科目や単位数等が示されている。
平成29年 3月	国	学習指導要領等の告示（幼稚園・小学校・中学校） ・言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することを定めている。 ※小学校は令和 2 年 4 月から、中学校は令和 3 年 4 月から全面实施
平成29年 4月	国	学習指導要領の告示（特別支援学校幼稚部・特別支援学校小学部・中学部） ※小学校は令和 2 年 4 月から、中学校は令和 3 年 4 月から全面实施
平成30年 3月	国	学習指導要領の告示（高等学校） ※令和 4 年 4 月から年次進行で実施

年 月	国・県	内 容
平成30年 4月	国	子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）の策定 学習指導要領等全面实施（幼稚園及び特別支援学校幼稚部）
平成31年 2月	国	学習指導要領の告示（特別支援学校高等部） ※令和 4 年 4 月から年次進行で実施
令和元年 6月	国	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。） 公布・施行 ・視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することが定められている。 学校教育の情報化の推進に関する法律 公布・施行
令和元年12月	国	G I G Aスクール実現推進本部 設置
令和 2年 2月	県	青森県子ども読書活動推進計画（第四次） 策定
令和 2年 7月	国	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的計画策定
令和 4年 1月	国	第6次学校図書館図書整備等5か年計画 策定 ・全ての公立小中学校等において、学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることを示している。
令和 4年12月	国	学校教育情報化推進計画 策定
令和 5年 3月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）（以下「基本計画」という。） 策定
令和 5年 3月	県	第 4 次青森県障害者計画 策定 ・国 読書バリアフリー法第 8 条の規定に基づき策定する「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」（以下「読書バリアフリー基本計画」という。）として位置づけ、視覚障害者等が利用しやすいアクセシブルな電子書籍等の普及及びその量的拡充や質の向上を図るとともに、障害の種類及び程度に応じた配慮を行うことにより、視覚障害者等の読書環境の整備を推進することを示している。

3 計画の対象

本計画の対象である「こども」とは、おおむね 0 歳から 18 歳までとします。

4 計画の期間

本計画は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間にわたる施策の基本的方向を示すものです。

5 計画の構成

本計画は、第 1 章「計画策定について」、第 2 章「本県における取組と課題」、第 3 章「基本方針」、第 4 章「こどもの読書活動の推進方策」、第 5 章「計画の評価」の全 5 章で構成されています。

第2章 本県における取組と課題

1 本県における取組と評価

(1) 県推進計画（第四次）における数値目標に基づく評価

県推進計画（第四次）では、計画期間における計画内容の進捗状況を把握するため、指針及び数値目標を設定しています。ここでは、その達成状況について評価します。

① こどもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進に関する評価

[指針1-1] 保護者の読み聞かせ等の大切さについての理解が進み、乳幼児期からこどもが本に触れることができる環境が整っているか。

《数値目標》 市町村におけるブックスタート¹実施率

[実施している市町村数/40 市町村]

75.0%【H30】 → 75.0%【R5】 ※R6目標値：90%

(県生涯学習課による「子どもの読書活動推進に関する取組実施状況調査」)

乳幼児健診時等におけるブックスタートを実施している市町村の割合は、平成30年度、令和5年度ともに75.0%（30市町村）であり、目標値の90%に達していません。

[指針1-2] こどもの不読率²の改善に向けた取組が進んでいるか。

《数値目標》 1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合

小学校 11.3%【H30】 → 15.1%【R4】 ※R6目標値：5.0%

中学校 20.1%【H30】 → 29.3%【R4】 ※R6目標値：11.5%

高等学校 43.6%【H30】 → 50.3%【R4】 ※R6目標値：26.0%

(県こども家庭部県民活躍推進課による「青少年の意識に関する調査」)

こどもの不読率は、令和4年度は小学校15.1%、中学校29.3%、高等学校50.3%となっており、校種が上がるにつれて割合が高くなっています。

また、平成30年度と比較し、小学校で3.8ポイント、中学校で9.2ポイント、高等学校で6.7ポイント増加しており、不読率が増加しています。

[指針1-3] 市町村におけるこどもの読書活動の推進が計画的に進められているか。

《数値目標》 市町村におけるこども読書活動推進計画の策定率

[策定している市町村数/40 市町村]

75.0%【H30】 → 80.0%【R5】 ※R6目標値：100%

(文部科学省による「『子ども読書活動推進計画』策定状況調査」)

¹ 乳幼児健診時等に、絵本をプレゼントし、乳幼児とその保護者が絵本を介して触れ合う時間の大切さを伝える活動。

² この計画では、県こども家庭部県民活躍推進課による「青少年の意識に関する調査」における1か月に1冊も本（この調査では、教科書や参考書、漫画、雑誌を除いたものを対象としている。）を読まないこどもの割合。

本県の市町村推進計画の策定率は、平成 30 年度は 75.0% (30 市町村)、令和 5 年度は 80.0% (32市町村) で 5.0ポイント増えていますが、令和 4 年度末の全国平均 (87.0%) と比べ低い結果となっています。

令和 6 年度の目標値 100%に対して、「策定作業中」、「策定予定なし」と回答している町村が 8 町村あるなど、取組に差が見られます。

② こどもの読書活動を支える環境の整備・充実に関する評価

[指針 2-1] 公立図書館等が利用されているか。

《数値目標》 公立図書館等における児童 1 人当たりの児童書の貸出冊数

[公立図書館等における児童書の貸出冊数/青森県の児童数 (0~12歳)]

7.4冊【H29】 → 8.7冊【R5】 ※R6 目標値：9.5冊

(公立図書館等における児童書の貸出冊数:県立図書館による「『青森県の図書館』に係る調査」)

(青森県の児童数 (0~12歳):県総合政策部統計分析課による「青森県人口移動統計調査」)

令和 5 年度の本県の公立図書館等における児童 1 人当たりの児童書の貸出冊数は、平成 29 年度に比べて増加していますが、目標値を下回っています。

[指針 2-2] 公立図書館等とボランティアが連携して活動しているか。

《数値目標》 ボランティアと連携している公立図書館等の割合

[連携している市町村数/40 市町村]

67.5%【H29】 → 62.5%【R5】 ※R6目標値：100%

(県立図書館による「『青森県の図書館』に係る調査」)

ボランティアと連携している公立図書館等は、平成 29 年度の 67.5% (27市町村) に比べ、令和 5 年度は 62.5% (25市町村) と 5.0 ポイント減っており、令和 6 年度の目標値を下回っています。

[指針 2-3] 学校図書館の蔵書の整備が進んでいるか。

《数値目標》 学校図書館図書標準³の達成率

小学校 45.8%【H28】 → 46.6%【R2】 ※R6目標値：70%

中学校 36.3%【H28】 → 47.1%【R2】 ※R6目標値：60%

(文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査」)

学校図書館図書標準の達成率については、平成 28 年度と比較して令和 2 年度は、小学校で 0.8 ポイント、中学校で 10.8 ポイント増加していますが、令和 6 年度の目標値や令和元年度末の全国平均 (小学校 71.2%、中学校 61.1%) を下回っています。

³ 公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として文部科学省が設定したもので、小・中・特別支援学校の学級数に応じて標準の蔵書冊数が示されている。

[指針 2-4] 公立図書館等による学校図書館の支援が進んでいるか。

《数値目標》 公立図書館等と連携する学校の割合

[連携している学校数/県内全学校数]

小学校 56.3%【H28】 → 62.1%【R2】 ※R6 目標値：70%

中学校 19.4%【H28】 → 24.8%【R2】 ※R6 目標値：30%

(文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査」)

公立図書館等と連携している学校の割合は、平成 28 年度と比較して令和 2 年度は、小学校で 5.8 ポイント、中学校で 5.4 ポイント増加していますが、令和 6 年度の目標値や令和元年度末の全国平均（小学校 86.0%、中学校 65.4%）を下回っています。

[指針 2-5] 学校と保護者や地域のボランティアとの連携が進んでいるか。

《数値目標》 ボランティアと連携している学校の割合

[連携している学校数/県内全学校数]

小学校 76.7%【H28】 → 70.1%【R2】 ※R6 目標値：90%

中学校 15.6%【H28】 → 22.9%【R2】 ※R6 目標値：30%

(文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査」)

保護者や地域のボランティアと連携している学校の割合は、平成 28 年度と比較して令和 2 年度は、小学校で 6.6 ポイント減少し、中学校で 7.3 ポイント増加していますが、いずれも令和 6 年度の目標値や令和元年度末の全国平均（小学校 78.7%、中学校 27.9%）を下回っています。

[指針 2-6] 学校図書館での効果的な蔵書管理が進んでいるか。

《数値目標》 学校図書館における図書情報のデータベース化実施率

[実施学校数/県内全学校数]

小学校 61.8%【H28】 → 66.3%【R2】 ※R6 目標値：75%

中学校 53.1%【H28】 → 62.1%【R2】 ※R6 目標値：70%

(文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査」)

学校図書館における図書情報をデータベース化している学校の割合は、平成 28 年度と比較し令和 2 年度は、小学校で 4.5 ポイント、中学校で 9.0 ポイント増加していますが、令和 6 年度の目標値や令和元年度末の全国平均（小学校 80.5%、中学校 79.3%）を下回っています。

③ こどもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発に関する評価

【指針 3-1】 こどもの読書活動の大切さについての保護者の意識啓発を図る取組が実施されているか。

《数値目標》 こどもの読書活動の大切さについて保護者の意識啓発を図る取組の実施率 [実施している市町村数/40 市町村]

60.0%【H30】 → 67.5%【R5】 ※R6 目標値：90%

(県生涯学習課による「こどもの読書活動推進に関する取組実施状況調査」)

保護者の意識啓発を図る取組を実施している市町村は、平成 30 年度は60.0% (24 市町村)、令和 5 年度は 67.5% (27市町村)であり、7.5ポイント増加していますが、令和 6 年度の目標値を下回っています。

(2) 取組と評価

第四次計画期間中における県及び各地域での取組について、第四次計画の基本方針をもとに評価しました。

① こどもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進

ブックスタートの実施率の増加や保護者対象の研修会の実施、図書館における児童コーナーの設置等、こどもが読書に親しむ機会が増えるような取組が進められていますが、小学校、中学校、高等学校と学校段階が進むにつれて「不読率」が高くなっています。特に、高校生の不読率は 50%を超えており、大きな課題となっています。

また、市町村におけるこどもの読書活動推進計画の策定率は年々上昇していますが、未策定及び未改定の町村に対して、計画策定に向けた支援を引き続き進めていく必要があります。

なお、計画を策定したものの、計画期間が終了し、改定していない市町村にも、改定が進むよう働きかける必要があります。

② こどもの読書活動を支える環境の整備・充実

公立図書館等における児童 1 人当たりの児童書の貸出冊数については、住民のニーズに合わせた様々なサービスの充実や各館の連携・協力を進めてきたことにより、貸出冊数の増加へとつながっています。しかし、公立図書館等とボランティアとの連携については、数値が下がる結果となりました。新型コロナウイルス感染症の影響も考えられますが、それぞれの活動内容やニーズ等の情報が共有され、連携して活発に活動していけるように引き続き支援をしていく必要があります。

学校図書館図書標準の達成率及び公立図書館と連携する学校の割合、学校図書館における図書情報のデータベース化の割合は増加傾向にあり、特に中学校での図書標準達成率が大きく上昇しました。しかし、ボランティアと連携している学校の割合は、小学校で減少しています。新型コロナウイルス感染症の影響も考えられますが、学校におけるこどもの読書活動を支える保護者やボラン

ティアとの連携を更に進める必要があります。

③ **こどもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発**

多くの市町村では、乳幼児健診時等でのブックスタートや図書館のおはなし会等の様々な場面での読み聞かせ活動や保護者向けの研修会などの活動を通して、こどもの読書活動の大切さについての保護者の意識啓発を図る取組を行っています。

県では、乳幼児から小学生までのこどもにお薦めする本を掲載した啓発小冊子を作成し、広く紹介してきました。令和 5 年度には、啓発小冊子の改訂版を作成し、ブックスタート事業や保護者研修会等において活用されています。

今後も、市町村や図書館、幼稚園や保育所等、学校、民間団体等と連携して、こどもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発を進めていく必要があります。

【参考】県推進計画(第四次)期間中の主な県の取組

- ① **あおもりの中学生・高校生による『大切なあなたへ薦める青春の一冊』**
中学生・高校生の読書意欲の向上を図り、自主的な読書活動を促すため、県内の中学生・高校生を対象に仲間や友だちなどに薦めたい一冊の本の紹介文を募集し、優秀作品を表彰するとともに優秀作品集を作成・周知。(主管：生涯学習課)
- ② **こどもの読書活動推進大会**
広く県民がこどもの自主的な読書活動の意義や重要性について理解と関心を深め、家庭・地域・学校を通じた社会全体でこどもの読書活動を推進する機運の醸成を図る大会を開催。(主管：生涯学習課)
- ③ **市町村こども読書活動推進計画**
こどもの読書活動推進計画の未策定市町村等に対し、計画策定が進むように働きかけを実施。(主管：生涯学習課)
- ④ **啓発小冊子「絵本で豊かな親子の時間」**
乳幼児期からの家庭におけるこどもの読書活動の重要性に対する意識啓発を図るため、啓発小冊子第7版を発行し、希望する市町村等へ提供。(主管：生涯学習課)
- ⑤ **読み聞かせの大切さを伝える「親子ふれあい読書アドバイザー⁴」の養成**
読み聞かせの効果や家庭での読み聞かせの大切さを伝える「親子ふれあい読書アドバイザー」の養成と、読み聞かせ実践者のスキルアップを図る研修会を県内6地区で開催。(主管：生涯学習課)
- ⑥ **こどもの読書活動推進のための図書セット貸出事業**
こどもの読書環境づくりを進めることを目的として、小・中学校、高等学校、特別支援学校、市町村立図書館等に対して、幼児・児童・生徒用の図書セットを貸出。(主管：県立図書館)
- ⑦ **読書バリアフリー推進事業**
視覚障がい者等さまざまな障がいのある方が図書館をより利用しやすい環境に整備することを目的として、大活字本やデージー図書⁵等のアクセシブルな書籍の購入や拡大鏡等の読書バリアフリーのための機器・用具を整備。(主管：県立図書館)
- ⑧ **アウトリーチサービス推進事業**
心身に障がいがあるなどの事由により、図書館への来館が困難な者に対して、宅配便による図書の搬送を行い、来館しなくても図書館資料を利用できる環境を提供。(主管：県立図書館)
- ⑨ **おはなし会**
読み聞かせボランティアと図書館職員による絵本の読み聞かせやブックトークを実施。また、こどもと本をつなげるため、科学やいろいろな仕事、スポーツなどについて、実験や交流体験を通じて興味を深める催しを開催。(主管：県立図書館)

⁴ 幼稚園や保育所、小学校等で開催する保護者向け研修会等において、啓発小冊子の説明や読み聞かせを行い、乳幼児期からの家庭での読み聞かせの大切さについて伝えている。

⁵ 「デージー」(DAISY)は、「アクセシブルな(利用しやすい)情報システム」を意味する。音声のみの「音声デージー」と、音声・テキスト・画像を見ることが出来る「マルチメディアデージー」がある。

⑩ **資料整備**

県民の生涯学習の拠点として、充実した図書館サービスを提供することを目的に、利用者の幅広い学習のための資料や情報などを整備。令和 3 年度から電子書籍を閲覧することができる電子図書館システムを導入。（主管：県立図書館）

⑪ **市町村立図書館等職員研修事業**

市町村立図書館等の運営上の課題解決、情報交換及び職員の資質向上を目的に、初任者研修、基本研修及び学校図書館支援研修等を実施。また、令和 5 年度まで、相互協力事業を円滑に行うために図書館相互協力事業等担当者会議を開催。（主管：県立図書館）

⑫ **協力用図書緊急貸出事業（令和元年度～令和3年度）**

新型コロナウイルス感染症による児童・生徒の読書活動への影響が見込まれたことから、こどもの居場所として開設される放課後児童クラブなどに参加する児童をはじめ、県内児童・生徒の読書習慣の向上や学習支援に資するため、一括貸出用として県立図書館が所蔵する資料（協力用図書）を貸出。（主管：県立図書館）

⑬ **特別展開催事業**

文学にあまり興味・関心を持っていない中高生を中心とした新たな層の来館者の獲得及び青森県の近代文学に関する理解を深めることを目的として、特定のテーマに添った特別展を開催。（主管：近代文学館）

⑭ **企画展開催事業**

文学にあまり興味・関心を持っていない中高生を中心とした新たな層の来館者の獲得及び青森県の近代文学に関する理解を深めることを目的として、近代文学館が収蔵している資料を展示・公開する企画展を開催。（主管：近代文学館）

⑮ **学校図書館シンポジウム**

学校図書館をいかにつくり上げ、いかに活用して、あおもりの子どもたちの情報活用能力を育むかについて考えるシンポジウムを開催。（主管：学校教育課・県立図書館）

⑯ **学校図書館担当者研修会**

学校図書館を活用した具体的指導法を学び、学校図書館の活用を推進及び県内の学校図書館関係者のネットワーク構築を図る研修会を開催。（主管：学校教育課）

⑰ **学校図書館活動支援事業**

学校図書館の運営の改善及び機能向上により、授業等での積極的な活用を促進するため、県立高等学校に学校図書館サポーターを配置する。配置人数：県立高等学校 6 名（主管：教職員課）

2 本県の課題

本県におけるこどもの読書活動を推進する上での課題として、次の 5 つが挙げられます。

(1) 不読率の改善

県では、読書に親しみ自主的に読書活動をするこどもたちを育成するため、こどもが読書に親しむ機会の充実、環境の整備・充実、理解と関心の普及・啓発を進める取組を展開していますが、令和 4 年度は平成 30 年度より小学校、中学校、高等学校の全ての校種で不読率が高くなっています。

こどもの頃の読書活動が、成長してからの意識・能力に影響を及ぼすことを考えると、特に、中学生・高校生の世代に関して、読書活動を促す取組を更に進めることが今後の大きな課題となっています。

(2) 学校図書館の更なる充実と公立図書館による連携・協力

国は、令和 4 年度から令和 8 年度を対象期間とする第 6 次学校図書館計画を策定し、全ての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準」の達成を目指していますが、本県では、学校図書館図書標準の達成率が全国的に見ても低い状況にあります。また、学校図書館図書標準を達成していても、更新予算の不足や図書標準達成継続のため、古い図書が積極的に更新されていない場合もあります。

学校図書館を有効に活用し、こどもの読書活動を推進するためには、司書教諭及び学校司書が専門的な知識・技能を習得し、専門性等を一層発揮することが求められています。本県の学校司書の発令状況は、小学校 22.6% (全国 72.0%)、中学校 24.3% (全国 71.4%)、高等学校 21.7% (全国 71.6%)、特別支援学校については、小学部、中学部、高等部いずれも発令されておらず、極めて低い状況にあります⁶。

障がいのあるこどもや日本語指導を必要とするこども等、多様なこどもの読書活動を推進するためには、アクセシブルな電子書籍等を含む多様な蔵書等の整備が求められますが、点字図書、拡大図書、デージー図書、外国語の図書等の整備状況は全国平均を下回り、低い状況にあります。

GIGAスクール構想により、1 人 1 台端末、通信ネットワーク環境は整備されてきました。しかし、端末等を使って読書活動をするために必要な電子書籍を所蔵している学校は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校いずれの校種においても低い状況です。

図書の貸出や調べ学習のための協力に加え、分類、配架、書架の配置、さらには蔵書管理、レファレンスサービス⁷などについて、学校図書館・公立

⁶ 文部科学省 令和 5 年度「公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」

⁷ 図書館利用者が調査・研究等を目的として求める情報や資料などを、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・調査し、提供・回答するサービス。

図書館間の連携・協力体制を強化することは極めて重要ですが、本県では、公立図書館等と連携する学校の割合は、小学校 62.1%(全国 86.0%)、中学校 24.8%(全国 65.4%)、高等学校 32.7%(全国 54.5%)と全国平均を下回り、特に中学校でその割合が低くなっています⁸。

(3) 公立図書館の機能強化と図書館未設置市町村の解消

地域におけるこどもの読書活動を推進するためには、こどもが読書活動をより身近に感じられる環境を整備していくことが重要です。公立図書館は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成 24 年 12 月文部科学省告示第 172 号)を踏まえ、こどもの読書活動の推進における中心的な役割を果たすよう求められています。

しかし、本県の公立図書館の設置率は、令和 5 年 4 月現在 60.0%となっており、図書館未設置は 16 町村あります⁹。このため、公立図書館機能のより一層の強化と図書館未設置の解消が引き続き課題となっています。

(4) 読み聞かせボランティア等の育成と支援

読書関係団体と連携して読み聞かせ研修会等を開催し、読み聞かせボランティアの育成と活動者の連携の促進に努め、登録者数も増えてきています。しかし、登録したボランティアが十分に活用されていない状況となっています。活動を希望するボランティアと受け入れを希望する施設・機関との情報共有や連絡調整を効果的に行い、ボランティアの活躍の場が増えるよう、コーディネート機能の充実が求められます。

(5) 乳幼児期からの家庭での読み聞かせの浸透

こどもの読書活動を推進するためには、こどもの心の成長を促すよう乳幼児期のスキンシップや遊びを通した親子関係を作る取組や、乳幼児期から家庭において読書に対する興味や関心を引き出すような取組が重要です。市町村において、乳幼児期からの読み聞かせの大切さについて保護者の意識啓発を図る取組を実施している割合は 67.5%、ブックスタートを実施している割合は 75.0%となっており、実施率の向上が引き続き課題となっています⁹。

⁸ 県立図書館 令和 5 年度「『青森県の図書館』に係る調査」

⁹ 生涯学習課 令和 5 年度「こどもの読書活動推進に関する取組実施状況調査」

第3章 基本方針

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代において、子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められます。

こうした子どもたちの資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠です。子どもたちは、読書を通じて、多くの知識を得たり、多様な文化への理解を深めたりすることができます。また、心に残る名作などの文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度が培われます。

また、読むこと自体の楽しさ、それによる充実感、満足感を得ることが重要です。子どもの頃のそうした楽しかった体験は、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイング (well-being)¹⁰につながるとともに、将来、その体験を子どもたちと共有していきたいという動機となり、世代を超えた読書活動の推進の循環が形成されることが期待されます。

このような観点から、県は第2章で示した不読率の改善等の課題を踏まえ、次の基本方針の下、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進に取り組みます。

基本方針1 不読率の低減

学校図書館に関するオリエンテーション等の学校種間の移行段階に着目した取組、読書に興味のない子どもも親しみやすい講座、体験活動等と連動した取組等の充実に努めます。

就学前の読み聞かせの実施が影響を与えているとの指摘もあることから、乳幼児期からの読み聞かせを推進します。

乳幼児期から中学生までの読書習慣の形成を促すとともに、大人への過渡期にある高校生が読書の必要性を真に感じ、主体的に読書に興味・関心を持てるような取組の推進を図ります。

基本方針2 多様な子どもたちの読書機会の確保

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、小・中・高等学校の通常の学級に在籍しながら通級による指導を受けている児童生徒は増加しています。また、日本語指導を必要とする児童生徒、相対的貧困状態にあるとさ

¹⁰ 「次期教育振興基本計画について（答申）」（令和5年3月8日中央教育審議会）によると、ウェルビーイングとは、「身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。」とされています。

れるこども、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているこどもたちも存在します。

読書活動の推進に当たっても、多様なこどもたちを受容し、それに対応した取組を行うことが重要であり、全てのこどもたちの可能性を引き出すために、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に資する読書環境を整備し、読書機会の確保に努めることが重要です。読書バリアフリー法を踏まえ、視覚障がい者等が利用しやすい書籍及び視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍等¹¹の充実、日本語能力に応じた支援を必要とするこどもたちのための多言語対応等を含む、学校図書館、図書館等の読書環境の整備を進めるとともに、市町村等への働きかけに努めます。

基本方針3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

デジタル社会やGIGAスクール構想等の進展を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、多様なこどもたちの読書機会の確保、非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするために、こどもたちの健康や発達段階等に配慮しつつ、電子書籍等の利用、学校図書館や公立図書館のDX（デジタルトランスフォーメーション）¹²を進めるとともに、市町村等への働きかけに努めます。

基本方針4 こどもの視点に立った読書活動の推進

こどもの最善の利益を実現する観点から、社会が保護すべきところは保護しつつ、こどもの意見を年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映させていくことが求められています。

こどもが、それぞれ、好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動を行えるよう、アンケート等、様々な方法でこどもの意見聴取の機会を確保し、多様なこどもの意見を取組に反映させる等、こどもの視点に立った読書活動の推進に努めます。

¹¹ 「視覚障がい者等が利用しやすい書籍」とは、例えば点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック、布の絵本等があります。「視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍等」とは、例えば、音声読み上げ対応の電子書籍、デジター図書、オーディオブック、テキストデータ等があります。

¹² 令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議（第4回）、野末俊比古氏発表資料によると、図書館における「DX」とは、図書館が、データとデジタル技術を活用して、利用者（個人・コミュニティ）のニーズを基にサービスや運営のモデルを変革するとともに業務そのものや、組織、プロセス、図書館文化・風土を変革し、優位性を確保することを意味しています。

第4章 こどもの読書活動の推進方策

1 推進方策の基本的な考え方

本章では、第3章で示した「不読率の低減」を始めとした4つの基本方針に沿って、「家庭」、「地域」、「学校等」及び「民間団体」が認識を共有する事項とそれぞれの役割等についてまとめ、県の取組の内容を記載します。

2 「家庭」、「地域」、「学校等」及び「民間団体」が認識を共有する事項

こどもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校が中心となり、社会全体で取り組んでいるところですが、以下の事項について、認識を共有することが重要です。

(1) 連携・協力

多様なこどもの読書活動を推進するためには、様々な機関や人々の連携・協力が不可欠です。関係機関が連携して行うこどもの読書活動を推進する様々な取組の実施を促す必要があります。

① 図書館間の連携・協力

学校図書館・公立図書館間の連携・協力体制を強化し、限られた図書等を有効に活用するために、学校図書館間、公立図書館間のみならず、学校間及び学校・公立図書館間で蔵書データ等の情報を共有し、相互貸借等を行うとともに、図書配送システムの確立に努め、効率的・効果的なネットワークが形成されることが重要です。

② 地域における人的資源の共有

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が連携・協働するコミュニティ・スクールと地域学校協働活動が一体的に推進されています。読書のきっかけともなり得る様々な体験活動、学校図書館支援、読み聞かせ等の読書関連のイベントの実施等について、こうした地域社会と協働した活動として促進を図ることが重要です。

③ 関連機関等の特質に応じた連携・協力

地域住民にとって身近な学習拠点、交流の場、地域コミュニティ形成の場等としての役割を担っている公民館、こどもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした児童館、国立国会図書館、大学図書館等、多様な機関の特質を踏まえ、効果的に連携・協力することが重要です。

(2) 人財¹³育成

急速に変化するデジタル社会に対応しICTを効果的に活用し、読書バリアフリー法等に基づき、アクセシブルな書籍や電子書籍等を整備する等、多様なこどもたちの個別最適な読書環境を実現するために、読書活動に携わる人財育成の在り方を見直し、必要に応じ、研修その他の適切な措置を講ずることが求められます。

① 司書及び司書補等について

「図書館法」第7条の規定に基づき、司書及び司書補がこれらの役割を果たすために必要な資質・能力等の向上を図るため、継続的・計画的な研修を実施するよう努めることが重要です。

② 司書教諭、学校司書等について

学校図書館を有効に活用し、こどもの読書活動を推進するためには、司書教諭及び学校司書が専門的な知識・技能を習得し、専門性等を一層発揮することが重要です。

(3) 普及啓発

こどもの読書活動の推進のために、普及啓発活動を促進する必要があります。

① 広報の推進

「子ども読書の日」（4月23日）、「文字・活字文化の日」（10月27日）、「読書週間」（10月27日～11月9日）等において、それぞれの趣旨にふさわしい取組が実施されるよう働きかけていきます。

② 優れた取組の奨励

学校、園、図書館等、民間団体における優れた取組に関する情報を収集するとともに、情報を広く提供し、取組の奨励を図ります。また、こどもの発達段階に応じた効果的な取組や読書への関心を高める取組等のこどもの読書活動の推進に関する情報提供を行います。

(4) 発達段階に応じた取組

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。読書に関する発達段階ごとの特徴として、例えば、以下①～④のような傾向があるとの指摘があります。

¹³ 人は青森県にとって「財（たから）」であるという基本的な考え方から、「人材」を「人財」と表しています。

【読書に関する発達段階ごとの特徴】¹⁴

① 就学前（幼稚園、保育所、認定こども園等）の時期（おおむね 6 歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

② 小学生の時期（おおむね 6 歳から 12 歳まで）

- ・低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとしようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。
- ・中学年になると、最後まで本を読み通すことができるこどもとそうでないこどもの違いが現れ始める。読み通すことができるこどもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。
- ・高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

③ 中学生の時期（おおむね 12 歳から 15 歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

④ 高校生の時期（おおむね 15 歳から 18 歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

なお、こどもの発達は多様であり、個々のこどもの状況を十分に勘案した上で、乳幼児期から切れ目ない個別最適な読書活動の推進を目指す必要があります。

（5）こどもの読書への関心を高める取組

また、こどもの視点に立った取組を実現する観点から、こどもが主体的に読書活動に取り組む図書委員、こども司書等の活動を促すことも重要です。さらに、既存の取組に、多様なこどもたちが参加できるように工夫することや、ICTを効果的に活用することも重要です。

¹⁴ 「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」（平成 30 年 3 月）

【具体的な取組等について】¹⁵

① 読み聞かせ

大人がこどもに絵本等を読んで聞かせること。乳幼児から行われ、こどもは読み聞かせを通じて、言葉を獲得するだけでなく、本への関心を高めることができる。家庭、学校、保育所、認定こども園、図書館等広く行われており、こどもたちが同世代や異年齢のこどもたちへ行う場合もある。

② お話（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて語り聞かせること。絵本の読み聞かせは絵が想像の助けとなるが、お話は耳からの言葉だけで想像を膨らませる。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

③ ブックトーク

本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、ジャンルの異なる複数の本をテーマに沿って紹介する取組。様々なジャンルの本に触れることができる。

④ 読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う取組。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気付き、より深い読書につなげることができる。

⑤ 書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ取組。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

⑥ ピッチトーク

テーマを決めて、各自が読んだ本を、短く発表する取組。ビブリオバトルの形式を取っても良い。

⑦ ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす取組。読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。感想を手紙等の形で相手に伝える方法がとられる場合もある。

⑧ 味見読書

グループになり、3～5分間と決められた時間で順番に5～10冊程度の本を全て試し読みした後で、一番読みたくなった本を紹介し合う取組。

⑨ ブッククラブ

同じ本をみんなで少しずつ、数週間かけて読み、お互いに交流していく

¹⁵ 令和4年度子供の読書活動推進に関する有識者会議 論点まとめ（令和4年12月27日）

取組。

⑩ **リテラチャー・サークル**

読みたい本ごとに3～5人のグループになり、何回かに分けて読み、話し合う取組。「思い出し屋」、「イラスト屋」、「質問屋」、「だんらく屋」、「ことば屋」等、役割を分担して読む方法もある。

⑪ **アニマシオン**

読書のアニマシオンとは、こどもたちの参加により行われる読書指導の一つ。読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形で行われる。

⑫ **本探しゲーム**

お題を出して、そのテーマにあった本を探していく取組。ゲーム感覚で楽しみながら、思い掛けない本と出会うことができる。

⑬ **図書委員、読書リーダー等の読書推進活動**

こどもが図書館や読書活動について学び、読書のきっかけ作りになるようなこども向けの企画を実施する取組。読書リーダーは「子ども司書」、「読書コンシェルジュ」、「読書ソムリエ」等の名称でも呼ばれる。

⑭ **こども同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組**

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める取組。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながる。

⑮ **読書新聞や読書ポスター、本の帯やPOPの作成**

読後の感想や本の紹介等を、新聞形式やポスター形式、カード形式のPOP や本の帯にまとめる取組。読書活動を表現活動へと発展させるものでもある。作成したものを展示したり、コンテストを行ったりする例もある。

⑯ **自分も書き手となる**

自作の小説を書き、お互いに読み合い、工夫したところや、作品に対する思い等を伝えたり、友達の作品へ感想（ファンレター）を書いたりする等、互いに交流する取組。自分が書き手になることで、読書への機会や、プロの作品へのリスペクトへつなげていく。電子化すると、一度に多くのこどもが読むことが可能になる。

⑰ **映画等と原作の比較**

原作本を読みながら映画（ドラマ）を鑑賞する等、映像作品と比較しながら本を読む取組。どちらが先でも、章ごとに区切ってもよい。

⑱ **まわし読み新聞**

みんなで新聞を持ち寄り、気になる記事や、面白い記事を一人1件ずつ切り抜き、なぜその記事を選んだかを発表する。その後、みんなで今日のトップ記事を決め、上から順番に記事を貼っていき、最後に編集後記を付けて完成。新聞の記事に親しみ、じっくり読むことができる。

⑱ 読書の記録

読んだ本の書名等を記録できるよう、冊子等を手渡したり、「読書通帳機」で記録を印字できるようにしたりする取組。読書の記録によって、自分の読書傾向を把握したり、読んだ内容を改めて思い出したりすることができる。読書記録のためのアプリ等は、協働的な活動を可能とする仕組みを付加すること等で、多様なこどもの関心を集められる可能性もある。なお、読書の記録については、プライバシーの保護に、十分な配慮が必要である。

3 家庭

(1) 家庭の役割・取組

こどもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、推進法第6条にあるように、保護者は、こどもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められます。そのためには、まず、保護者が読書に対する理解を深め、自ら読書に親しむことが大切です。

具体的には、家庭においては、読み聞かせをしたり、こどもと一緒に本を読んだり、図書館に向かい出向いたりするなど、工夫してこどもが読書に親しむきっかけを作ることが望ましいです。定期的に読書の時間を設ける等、家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すようにこどもに働き掛けることが重要です。

(2) 家庭の取組の促進等

家庭における読書活動に関しては、多様なこどもがおり、多様な家庭状況があることに配慮し、図書館、学校、市町村保健センター、民間団体、民間企業等の様々な機関が連携・協力して、状況に応じ、必要な支援を行い、社会全体で支えていくことが必要です。

家庭において、読書の重要性について理解が促進され、家庭における読書活動の参考となるような取組が行われることが望ましいです。

- ・保護者を対象とした家庭教育に関する講座等の実施
- ・読み聞かせ会、わらべうたに親しむ活動等を通じた家族が触れ合う機会の提供
- ・家庭における読書等に関する情報提供

また、乳幼児への読み聞かせの体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡し家族のコミュニケーションを促す活動である「ブックスタート」、家庭においてこどもを中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆（きずな）が一層深まることを目指す活動である「家読

(うちどく)」を一層充実することが重要です。

県の取組

① 家庭における読書を推進します。

図書館・公民館、地域の読み聞かせグループ等の関係団体、こどもの読書活動が行われる施設(幼稚園や保育所等、学校、児童館、病院、保健所・保健センター等)、民間企業等との連携により、乳幼児期から絵本等に触れる機会の充実に努め、家庭での読み聞かせを推進します。また、家族の絆づくりを目的として、家族で本を読み、その本について家族で話し合う「家読」を推進します。

② 保護者に読み聞かせの楽しさなどを伝える場の提供を市町村に働きかけます。

乳幼児健診時等の際に、図書館職員や読み聞かせボランティア等が保健所・保健センターと連携し、絵本の選び方や読み聞かせの楽しさなどを保護者に伝える場(ブックスタート等)を提供できるよう市町村へ働きかけます。

③ 読書習慣定着のため、家庭に対する普及・啓発活動及び情報発信に努めます。

小学校、中学校、高等学校と学校段階が進むにつれて不読率が高くなる傾向が見られます。家庭における読み聞かせやこどもが読書の時間を持つことの重要性について理解を深め、家庭での読書習慣の定着を図るため、各家庭に向けての普及・啓発活動や情報発信に努めます。

4 地域

地域における、こどもの読書活動の推進主体として図書館に焦点を当てます。各地域を拠点として活動する民間団体や地域学校協働活動等についての事項は、「2 「家庭」、「地域」、「学校等」及び「民間団体」が認識を共有する事項」の「(1) 連携・協力」、「6 民間団体」等において取り上げます。

(1) 図書館の役割

図書館は、図書館法及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年文部科学省告示第172号。以下「望ましい基準」という。)等に基づき、基本計画を踏まえ、地域におけるこどもの読書活動の推進に努めます。

① 乳幼児と保護者に対するサービス

乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、乳幼児おはなし会、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施。

② 児童・青少年と保護者に対するサービス

児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進する

ための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携。

③ 障がい児と保護者に対するサービス

アクセシブルな書籍及び電子書籍等、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施。

④ 日本語を母語としない子ども・保護者に対するサービス

外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供、「やさしい日本語」による利用案内。

⑤ 図書館への来館が困難な子ども・保護者に対するサービス

宅配サービス、移動図書館の実施。

⑥ ボランティア活動等の促進

読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所の提供。

⑦ 多様な学習機会の提供

こどもの自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等の主催、関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じた活動環境の整備。

⑧ 運営状況に関する評価

運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関し自ら点検及び評価の実施、目標の設定に関し、図書館サービスその他の図書館の運営やこどもの読書活動の推進に係る指標の採用、当該図書館を利用する子どもやその保護者を含む多様な主体による点検及び評価の実施。

(2) 図書館の取組

① 多様な子どもたちの読書機会の確保

読書バリアフリー法、読書バリアフリー基本計画、「望ましい基準」を踏まえ、障がい者団体など関係者からの意見も聴きつつ、障がい者サービスの一層の充実を図ります。

障がい者用トイレや点字による案内等のいずれかのバリアフリー関係設備を所有する公立図書館は89%に上るものの、拡大読書器・拡大鏡を所有する公立図書館は37%にとどまっています¹⁶。

図書館は、アクセシブルな書籍及び電子書籍等の整備・提供に努める必要があります。そのためには、アクセシブルな書籍及び電子書籍等の製作を行う施設・団体等との連携、対応する図書館職員等の資質向上、アクセシブルな書籍及び電子書籍等の紹介コーナーの設置等に努めることが重要

¹⁶ 文部科学省「社会教育統計」※令和3年度調査（令和3年10月1日現在）

です。

移動図書館によるサービスは、図書館から遠い地域に住む子ども等、より多くの子どもに読書の機会を提供することを可能にするものであり、移動図書館を運行する場合は、運行回数の増大や巡回場所の拡充に努め、子どもやその保護者の視点に立ったきめ細かな図書館サービスの提供に努めることが重要です。

日本語能力に応じた支援を必要とする子どもの読書活動の推進のために、多言語対応のほか、日本の文化の紹介や日本語で読みやすい本のコーナーの設置等の工夫に努めることが重要です。

子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会、講座、展示会、子ども同士で行う活動等の実施に当たっても、多様な子どもが参加できるよう、子どもの特性や状況等を踏まえ、工夫することが求められます。

読書に興味のない子どもを含めて、幅広く、読書のきっかけをつくるための取組の充実に努めることが重要です。例えば、①図書館において、絵画、工作、書道、スポーツ、ゲーム等、地域の子どもが親しみやすい分野の講座や展示会、他の社会教育施設、民間の関係団体等と連携し体験活動等のイベント等を実施し、関連する図書紹介、図書館案内を取り入れる、②探究的な学習活動等に際し、子どもの多様な興味に応じ、図書館資料を効果的に活用できるよう、情報収集を支援する、③学校、保育所、認定子ども園、児童館のみならず、子ども食堂等、子どもを対象とした民間団体等への団体貸出しや出前おはなし会等を行う等が挙げられます。

家庭でも学校でもない落ち着ける空間として、図書館が見直されており、子どもたちが立ち寄りやすく、心地よい場所とすることで、本に触れるきっかけが生まれる可能性もあります。

② デジタル社会等に対応した読書環境の整備

図書館は、ICTを積極的に活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを促進することが求められます。

現状として、OPAC（オンライン蔵書目録検索システム）の導入率は100%、図書館利用者が利用できるコンピュータを設置している図書館は83%です¹⁷。子どもがより主体的に読みたい本を選択できるよう、全ての図書館で設備やサービスが設置及び導入されることが重要です。

電子書籍の貸出しを行っている公立図書館はまだ多くありません。感染症の発生等による閉館中においても、子どもの本へのアクセスを可能とするよう、多くの図書館で導入されることが望まれます。

また、子どもが端末等で利用できるデジタルアーカイブの充実も期待されます。例えば、学校向けの副読本のデジタル化や、地元につながる昔話を

¹⁷ 文部科学省「社会教育統計」※令和3年度調査（令和3年10月1日現在）

地元の人が語る音源等の地域に根ざしたコンテンツの作成等が挙げられます。

ホームページを開設している図書館は91%、ソーシャルメディアの活用は29%、メールマガジンの配信をしている図書館はありません¹⁸。子どもへの情報提供についても、GIGAスクール等の進展を踏まえ、ICTを活用した情報発信を充実させることが重要です。

オンラインでの読み聞かせや読書会等の取組も行われており、著作権法に留意した上で、地域の実情を踏まえたICTを活用した多様な取組が実施されることが期待されます。

③ こどもの視点に立った読書活動の推進

現代の子どもたちは、複雑化する社会の中で、多様な背景を持っており、図書館においては、学校等の教育現場とも連携して、多様なこどもの意見聴取の機会確保に積極的に努めることが重要です。

例えば、①アンケート等により、こどもの視点に立ったサービスの改善や図書の収集に努める、②中学生、高校生等の要望を把握し、資料の充実を図る、③YA（ヤングアダルト）コーナー等を設置する、④イベント等の実施において企画段階から参加を募る等が挙げられます。こうした取組は、高校生等の不読率の低減にもつながります。

障がいのある子どもやその保護者等から意見を聴取し、図書館の環境整備等に反映していくことが重要です。

公立図書館は、学校図書館の運営について協力し、蔵書の管理、除籍の見極め、配架のための事務、新規購入の案内等、様々な相談に応じることが求められています。

（3）図書館における取組の促進等

① 図書館の設置・運営及び資料の充実

こどもの読書活動を促進するために、公立図書館が未設置の町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、公立図書館の設置について積極的に取り組むことが重要です。

既に公立図書館を設置している県及び市町村においても、地域の実情に応じて、分館の設置や移動図書館の活用等により、こどもの読書活動を一層促進するための環境整備の充実に努めることが重要です。

児童室を設置している図書館の割合は66%であり、引き続き、こどものためのスペース確保に努めることが求められています¹⁸。

公立図書館の図書館資料の整備については、地方財政措置が講じられており、県及び市町村は公立図書館の図書館資料の計画的な整備が図られるよう努めることが求められます。

¹⁸ 文部科学省「社会教育統計」※令和3年度調査（令和3年10月1日現在）

多様な地域住民のニーズに対応した図書館の環境整備に当たっては、民間などの多様な主体と連携することも重要です。国は、図書館などの社会教育施設においてもPPP/PFI¹⁹の活用等による官民連携を推進しており、図書館についても、公民館や飲食施設との複合化の取組等において、こうした手法が活用されている事例があります。

図書館など社会教育施設のデジタル化を推進することにより、手続の簡略化・効率化を通じ、地域住民の利便性を高めることも重要です。

② 司書及び司書補の適切な配置

司書及び司書補は、児童・青少年用図書等をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、読み聞かせ会等こどもの読書活動の推進に資する取組の企画・実施、こどもの読書に関する保護者の相談への対応等、こどもの読書活動の推進における重要な役割を担っています。

公立図書館の職員の配置については、地方財政措置が講じられているところであり、県及び市町村は、司書及び司書補の適切な配置に引き続き努める必要があります。

県の取組

① 図書館未設置町村の解消に努めます。

図書館未設置の町村に対して、図書館設置についての助言を行います。

② 図書館の運営についての助言に努めます。

市町村に対し、図書館運営についての助言を行います。

③ こどもに対するサービスの充実を図ります。

こどもに対するサービスの充実を図るため、児童図書の収集・提供、図書コーナーの設置、おはなし会の開催、利用案内やレファレンスサービス、読書相談等に努めます。

④ 図書館に関する情報の収集に努めます。

図書館に関する情報の収集、全国的な動向の把握に努め、司書及びその他の職員が専門的知識・技術を習得するため、研修等に派遣するとともに、県内の市町村立図書館等や学校図書館でのサービスが充実するよう、関係者を対象とした研修の充実を図ります。

⑤ 目標の設定、点検、評価を行います。

こどもの読書活動の推進に関する運営の目標を設定し、達成状況等に関して自ら点検及び評価を行うとともに、市町村立図書館等に対しても働きかけます。

¹⁹ PFI (Private Finance Initiative) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。PPP (Public Private Partnership) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、指定管理者制度や包括的民間委託、PFI 等、様々な方式がある。

⑥ 障がいのあるこどもの読書活動の充実を図ります。

障がいのあるこどもが読書に親しめる環境を整備するため、関係機関と連携し、点字資料、大活字本、録音資料等の収集・提供に努めるとともに、読み聞かせボランティア等の協力を得ながら、障がいのあるこどもの読書活動の充実を図っていきます。また、それらの推進を市町村に働きかけます。

⑦ 市町村こども読書活動推進計画の策定についての助言に努めます。

計画的にこどもの読書活動を推進するため、策定が進んでいない市町村に働きかけ、策定が進むよう指導・助言に努めます。

⑧ 図書館等との連携・協力を努めます。

市町村立図書館等から寄せられるレファレンスへの回答、図書館等との相互貸借や連携・協力の推進に努めます。

⑨ 市町村におけるこどもの読書環境づくりに努めます。

こどもの読書環境づくりを進めるため、市町村図書館等に対して、幼児・児童・生徒用の図書セットの貸出を行います。

⑩ 学校図書館との連携・協力について働きかけます。

学校図書館の整備・充実を図るため、必要に応じて県立図書館及び市町村立図書館との連携・協力が進むよう市町村に働きかけます。

5 学校等

多様な背景を持つこどもの状況を踏まえ、こどもの読書活動の推進に当たっても、多くのこどもが長い時間を過ごす学校等の役割が重要性を増しています。

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所、認定こども園等は、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが重要です。

幼稚園、保育所、認定こども園等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の意義を普及することが重要です。

幼稚園、保育所、認定こども園等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めることは重要です。

幼稚園、保育所、認定こども園等においては、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして図書の整備を図るとともに、公立図書館等の幼稚園、保育所、認定こども園等を対象とした団体貸出しを利用する等、全てのこどもがより多くの本にアクセスできる環境の整備に努めることが重要です。また、幼稚園、保育所、認定こども園等は図書館の協力を得て、図書を選定す

ることも考えられます。

異年齢交流において小中学生が幼稚園、保育所、認定こども園等の乳幼児に読み聞かせを行う等、こどもが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも重要です。

(2) 小学校、中学校、高等学校等

① 役割

こどもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。

「学校教育法」（昭和 22 年法律第 26 号）においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」と規定されています（第 21 条第 5 号）。

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領において、読書に関する事項について、①言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えること、②国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実すること、③学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的自発的な読書活動を充実すること、④地域の図書館等の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集活用等の学習活動を充実させること等の読書に関する事項が示されています。

学習指導要領等を踏まえ、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導すること及び教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが重要です。

学校図書館は、①児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しており、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善にも効果的に生かすことが期待されています。また、各教科等の習得、活用、探究の過程の中で、図書館等の豊富な資料や情報が有益です。

② 取組

ア 多様なこどもたちの読書機会の確保

(学校図書館の開館)

学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめないこどもの居場所となり得ること等も踏まえ児童生徒の登校時から下校時までの開館に努める等、多

様な背景を持つ児童生徒に読書や学習の場を提供するよう努めることが重要です。その際、地域の多様な人々の参画も得る等、教職員の業務負担の軽減にも配慮が必要です。

（学校図書館資料の充実）

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、特異な才能のあるこどもを含む、多様な児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料（「学校図書館法」（昭和28年法律第185号）第2条に規定する図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料）を整備・充実させる必要があります。

県内における学校図書館に整備すべき蔵書の標準である学校図書館図書標準を達成した学校の割合は令和元年度末時点で、小学校 46.6%、中学校 47.1%と上昇しているが、未だ低い状況にあります²⁰。

多様な図書の所蔵状況に関しては、令和元年度末時点で、電子書籍を所蔵している学校の割合は、小学校・中学校 0%、高等学校 1.8%、特別支援学校初等部 5.9%、中等部・高等部 0%となっており、外国語の図書を所蔵する学校の割合は、全体で 42.1%となっています²⁰。

また、新聞を配備している学校は、令和元年度末現在、小学校で 62.9%、中学校で 58.2%、高等学校で 87.3%となっています²⁰。

多様な子どもたちに対応した主な図書の所蔵状況は次表のとおりですが、マルチメディアダイジー図書の所蔵率は、特別支援学校において高くなっています²⁰。

校種	点字図書	拡大図書 大活字図書	録音図書 (音声ダイジー録)	マルチメディア ダイジー図書	LLブック
小学校	14.8%	15.2%	3.4%	0.4%	1.5%
中学校	2.6%	5.9%	1.3%	0.0%	0.0%
高等学校	1.8%	7.3%	7.3%	0.0%	0.0%
特別支援学校 (小学部)	17.6%	11.8%	23.5%	35.3%	11.8%
特別支援学校 (中学部)	12.5%	12.5%	6.3%	31.3%	6.3%
特別支援学校 (高等部)	6.7%	6.7%	6.7%	33.3%	6.7%

多様なこどもに対応した読書活動の推進を実施するために、学校図書館は、学校図書館図書標準の達成率の充足のみならず、アクセシブルな電子書籍等を含む多様な図書の整備、新聞配備の充実等に努めることが重要です。

また、私立学校においても、学校図書館資料の充実が図られることは重要です。

²⁰ 文部科学省 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」

（全校一斉の読書活動等）

10 分から 15 分程度の短い時間を活用して児童生徒が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施する全校一斉の読書活動は、小学校で 93.9%、中学校で 87.6%、高等学校の 41.8%で実施されています²¹。全校一斉の読書活動等は、本を読む習慣のないこどもが本を手取るきっかけとなり、不読率の改善につながる可能性があります。学校において、読書の機会が確保されることは、こどもの読書習慣の形成を促す上で重要です。

また、文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成が求められており、「総合的な学習（探究）の時間」等の教科等横断的な学習の重要性が増していることから、高校生等が、様々な分野の資料にアクセスできる学校図書館や図書館等を活用し、読書に興味を持つことが期待されます。

イ デジタル社会に対応した読書環境の整備

多様なこどもの個別最適で協働的な学びに資するよう、また、感染症の発生等による学校の臨時休業等においてもこどもの図書へのアクセスを可能とするよう、学校図書館のDXは極めて重要な課題です。

学校図書館図書情報をデータベース化し、他校の学校図書館や公立図書館等とそれをオンライン上で共有すること等により、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心に応える図書の整備等が可能となります。学校図書館の蔵書のデータベース化の状況は、令和元年度末時点で、小学校で66.3%、中学校で62.1%、高等学校で94.5%であり、こどもの情報の収集・選択・活用を円滑化するために整備されることが重要です²¹。

GIGAスクール構想によって、1人1台端末の整備、通信ネットワーク環境の整備が進められました。校内LANや配布された端末によって、学校図書館を含む学校内のどこにあっても、学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境が実現し、児童生徒の調べ学習等がより効果的に行われることが期待されます。

学校図書館等のDXに当たっては、こどもたちの健康等に配慮しつつ、教師、情報通信技術支援員（ICT支援員）等のICT等の専門家を含む様々な人財等と連携し、計画的に促進することが重要です。

²¹ 文部科学省 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」

ウ こどもの視点に立った読書活動の推進

個々のこどもが、主体的に学んだり、楽しんだりするために、自発的な読書活動や学校図書館の活用を支援する必要があります。このため、児童生徒の意見聴取の機会を確保するとともに、図書委員等のこどもが学校図書館の運営に主体的に関わり、例えば、学校図書館便りの作成等、学校図書館を利用して読書を広める活動を行うことが重要です。

③ 学校等における取組の促進等

ア 学校図書館資料の計画的整備

社会の変化や学問の進展を踏まえた児童生徒にとって正しい情報に触れる環境の整備の観点から、学校図書館図書標準達成のための新たな図書の整備に加え、計画的な図書の更新を図ることが求められます。そのためには、学校図書館長の役割も担っている校長のリーダーシップの下、図書の現状把握を行い、図書の選定、廃棄・更新が適切に行われるよう、図書選定を行うための校内組織の設置、選定基準及び廃棄基準の策定に努めることが重要です。

また、選挙権年齢の引下げや成年年齢の引下げに伴い、こどもが主体的に主権者として必要な資質・能力を身に着けるためにも、発達段階や地域の実情に応じ、学校図書館への新聞の複数紙配備が必要です。

イ 体制整備

読書指導や各教科等における学校図書館を活用した学習活動の充実を図っていくためには、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備する必要があります。そのため、学校図書館の運営は、校長のリーダーシップの下、司書教諭を含む全ての教職員、学校司書、地域のボランティア等が連携・協力して、計画的・組織的になされることが望まれます。また、校長が学校図書館の館長としての役割も担っているという認識を深めるために、教育委員会が、校長を学校図書館の館長として明示的に任命することが有効です。

ウ 司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教師への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、その配置の促進を図る必要があります。

学校図書館法第5条及び附則第2項の規定により、平成15年度以降、12学級以上の学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされています。令和2年度の時点で、司書教諭の発令状況は、小学校53.9%、中学校42.5%、高等学校76.4%となっています。特別支援学校については、小学部41.2%、中学部31.3%、高等部20.0%と

なっています²²。

司書教諭が発令されていない学校における有資格者の発令の促進、司書教諭が学校図書館に関する業務に従事する時間を確保できるよう、教職員の協力体制の確立や、校務分掌上の配慮等を工夫し、司書教諭の役割等について理解増進等に努めます。

エ 学校司書の配置

学校は、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教師による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めなければならないとされています（学校図書館法第6条）。

学校司書の配置状況は、令和5年度時点で、小学校22.6%、中学校24.3%、高等学校21.7%となっています。特別支援学校については、小学部、中学部、高等部いずれも配置されていません²³。

なお、公立小中学校の学校司書を配置するための経費として、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づく経費に係る地方財政措置、5か年計2,400億円（単年度480億円）のうち、学校司書の配置に1,215億円（単年度243億円）が計上されています。²⁴

県の取組

① 様々な図書に触れる機会を確保できる取組を促します。

全校一斉の読書活動（「朝の読書」等）など、学校においてこどもが様々な図書に触れる機会を確保できる取組を促します。

② 県内の中学生・高校生を対象とした本の推奨活動を行います。

県内の中学生や高校生を対象とした仲間や友だちなどに薦めたい本の紹介文を募集するコンクールを実施し、読書意欲の向上と自主的な読書活動を促します。

③ こども同士で図書を紹介し合う活動等の情報提供を行います。

こども同士が図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動等に関する取組や資料等について、各学校や市町村に情報提供を行います。

④ 学校関係団体等と連携した取組を進めます。

こどもの読書活動を推進するため、学校関係団体等と連携し、こどもたちの読書活動の状況を踏まえた取組を検討します。

⑤ 発達段階に応じた図書の選び方の助言などを行います。

幼稚園・保育所等の求めに応じて、こどもの発達段階に応じた図書の選び方に関する助言をし、市町村立図書館等に連携をとるよう働きかけます。

²² 文部科学省 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」

²³ 文部科学省 令和5年度「公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」

²⁴ 文部科学省 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」（令和4年1月24日策定）

⑥ **学校図書館の蔵書の整備、データベース化を働きかけます。**

学校図書館の蔵書の整備や図書情報のデータベース化がより一層図られるよう県立学校や市町村教育委員会等に働きかけます。

⑦ **学校図書館の活用推進を図ります。**

学校図書館に関する現状や課題等の情報共有、研修等を通して、学校図書館の整備・充実に資する取組を推進します。

⑧ **学校司書の配置を働きかけます。**

学校司書の配置が進むよう市町村教育委員会等に働きかけます。

⑨ **学校図書館の機能の充実を図ります。**

学校図書館が児童生徒の「読書センター」及び「学習センター」、「情報センター」としての機能をより発揮するよう、助言、情報提供及び研修を行います。

6 民間団体

(1) 民間団体の役割・取組

民間団体は、こどもの読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、こどもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、こどもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与しています。

全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、家庭における読書を積極的に推奨する運動、全国各地を訪問して行う「読み聞かせ」、フォーラムの開催、読書活動に関する専門的知識を有する者の養成、こども同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動等が行われています。県内でも、小学校に書籍を寄贈するキャンペーンを実施している企業、公立小・中学校及び県立特別支援学校の小・中学部に図書を贈呈している団体があります。

また、県内では、平成30年10月時点で290の読書グループがあり、読書会、読み聞かせ等が行われています²⁵。絵本専門士²⁶等の読書活動に関する専門的知識を有する者や地域のボランティア等、様々な人々が参画することで、多面的な支援が可能となります。

(2) 民間団体の取組の促進等

県及び市町村は、域内のボランティアグループや企業の社会貢献活動の取組等の状況を把握するとともに、こどもの読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、奨励方策を講ずることが期待されます。

図書館は、ボランティア登録制度の導入等により、多様なボランティア活

²⁵ 「全国読書グループ総覧」（公益社団法人読書推進運動協議会）2018 年度版

²⁶ 絵本専門士とは、絵本に関する高度な知識、技能及び感性を備えた絵本の専門家であり、読み聞かせやおはなし会、ワークショップなど実際に本を使って行う取組、絵本に関する知識をもって行う指導・助言等を実施する。

動を行うための機会や場所を提供し、それらの研修等も実施するように努める必要があります。

県の取組

① ボランティア等との連携・協力を努めます。

図書館等において実施される読み聞かせやおはなし会が充実するよう、ボランティア等との連携・協力を努めます。

② 「親子ふれあい読書アドバイザー²⁷」の養成・コーディネートに努めます。

関係機関と連携しながら、「親子ふれあい読書アドバイザー」の養成・スキルアップを図るとともに、幼稚園・保育所等・学校等、受入施設とのコーディネートや情報提供に努めます。

③ ボランティア同士及び関係機関との連携を図ります。

ボランティアやボランティアグループ同士の広域的な連携を促進するとともに、関係機関や書店等、こどもの読書活動の推進に賛同する民間団体・企業の連携が図られていくよう努めます。

²⁷ 幼稚園や保育所、小学校等で開催する保護者向け研修会等において、啓発小冊子の説明や読み聞かせを行い、乳幼児期からの家庭での読み聞かせの大切さについて伝えている。

第5章 計画の評価

1 計画の評価

計画期間における計画内容の進捗状況を把握するために、第五次計画では、不読率の低減が最も重要な課題と捉え、県が不読率の低減に向けて取り組むことで効果が見込まれる指針と指標については目標値を設定し、それ以外の指針と指標については、目標値を設定せず、その都度現状値を把握しながら計画の推進に努めていくこととします。

2 評価の指針と指標

本県におけるこどもの読書活動の推進に関する評価の指針と指標は次のとおりとします。

なお、目標値については、こどもの読書活動の推進に必要と考えられる施策を行う上での取組の目安として掲げるものであり、市町村に対し、その達成を義務付けるものではありません。

(1) 目標値を設定する指針と指標

[指針] こどもの不読率の改善に向けた取組が進んでいるか。

《指標》 1 か月に 1 冊も本を読まない児童生徒の割合

		〈現状値〉		〈目標値〉
小学校	11.3%【H30】	→	15.1%【R4】	→ 7.0%【R11】
中学校	20.1%【H30】	→	29.3%【R4】	→ 13.1%【R11】
高等学校	43.6%【H30】	→	50.3%【R4】	→ 43.5%【R11】

○目標値設定の考え方

全国学校図書館協議会が実施した「第68回学校読書調査」（令和5年）における「1か月に読んだ本が0冊の児童生徒の割合」の全国平均値を参考とした目標値。

(県こども家庭部県民活躍推進課による「青少年の意識に関する調査」)

[指針] 公立図書館等による学校図書館の連携・協力が進んでいるか。

《指標》 公立図書館等と連携する学校の割合

		〈現状値〉		〈目標値〉
小学校	56.3%【H28】	→	62.1%【R2】	→ 70.0%【R11】
中学校	19.4%【H28】	→	24.8%【R2】	→ 30.0%【R11】

○目標値設定の考え方

近年の伸び率を基に勘案した目標値

(文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査」)

(2) 目標値は設定せずに取組の状況を把握する指針と指標

	指針	指標	現状値	資料
1	保護者の読み聞かせ等の大切さについての理解が進み、乳幼児期からこどもが本に触れることができる環境が整っているか。	市町村におけるブックスタート実施率	75.0%	こどもの読書活動推進に関する取組実施状況調査 (生涯学習課 R5)
2	市町村におけるこどもの読書活動の推進が計画的に進められているか。	市町村におけるこども読書活動推進計画の策定率	80.0%	「子供読書活動推進計画」策定状況調査 (文部科学省 R5)
3	公立図書館等が利用されているか。	公立図書館等における児童1人当たりの児童書の貸出冊数	8.7冊	「青森県の図書館」に係る調査 (県立図書館 R5) 「青森県人口移動統計調査」 (統計分析課 R5)
4	公立図書館等とボランティアが連携して活動しているか。	ボランティアと連携している公立図書館等の割合	62.5%	「青森県の図書館」に係る調査 (県立図書館 R5)
5	学校図書館の蔵書の整備が進んでいるか。	学校図書館図書標準の達成率	小学校 46.6% 中学校 47.1%	「学校図書館の現状に関する調査」 (文部科学省 R2)
6	学校と保護者や地域のボランティアとの連携が進んでいるか。	ボランティアと連携している学校の割合	小学校 70.1% 中学校 22.9%	「学校図書館の現状に関する調査」 (文部科学省 R2)
7	学校図書館での効果的な蔵書管理が進んでいるか。	学校図書館における図書情報のデータベース化実施率	小学校 66.3% 中学校 62.1%	子どもの「学校図書館の現状に関する調査」 (文部科学省 R2)
8	こどもの読書活動の大切さについての保護者の意識啓発を図る取組が実施されているか。	市町村における取組の実施率	67.5%	こどもの読書活動推進に関する取組実施状況調査 (生涯学習課 R5)

3 計画の推進に向けて

計画の推進に当たっては、設定した指標について、文部科学省等が実施する調査によって現状値を把握し、不読率の低減を柱としつつ、多様なこどもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、こどもの視点に立った読書活動の推進に努めます。

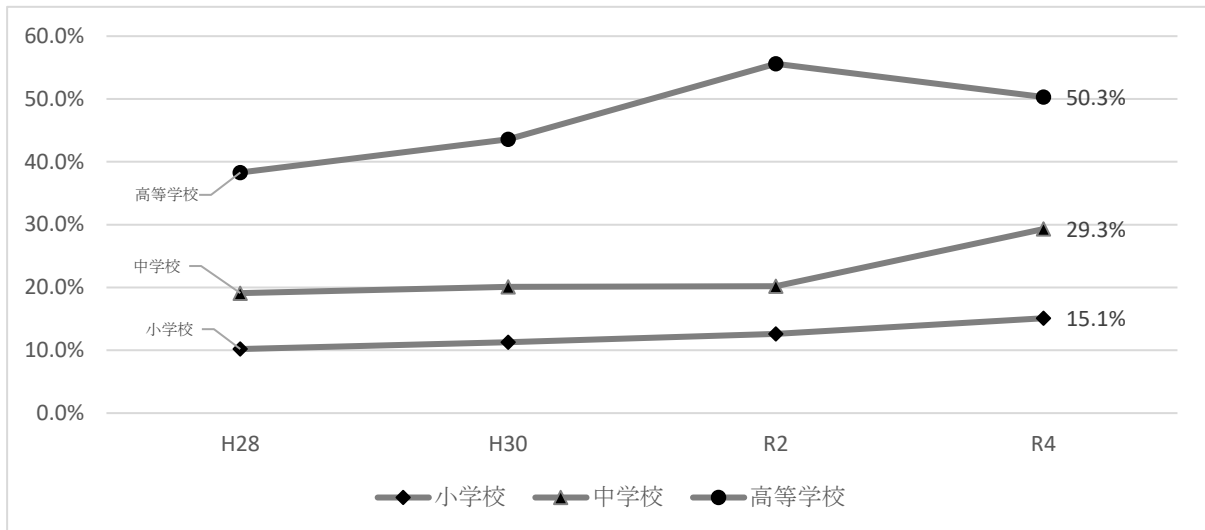
読書で広がる あおもりっこの未来

【参 考】 計画の進捗状況を示す指標に係る数値の推移

1 1 か月に 1 冊も本を読まない児童生徒の割合

(県子ども家庭部県民活躍推進課による「青少年の意識に関する調査」)

校種	H28	H30	R2	R4
小学校	10.2%	11.3%	12.6%	15.1%
中学校	19.1%	20.1%	20.2%	29.3%
高等学校	38.3%	43.6%	55.6%	50.3%

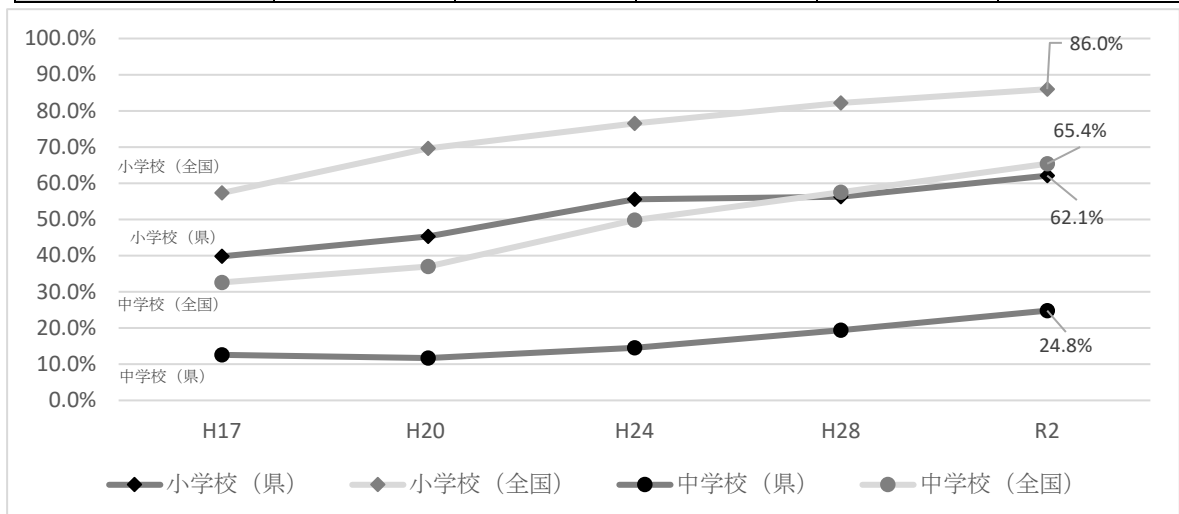


2 公立図書館等と連携する学校の割合

[連携している学校数/県内全学校数]

(文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査」)

	H17	H20	H25	H28	R2
小学校 (県)	39.8%	45.3%	55.6%	56.3%	62.1%
小学校 (全国)	57.3%	69.6%	76.5%	82.2%	86.0%
中学校 (県)	12.6%	11.7%	14.5%	19.4%	24.8%
中学校 (全国)	32.6%	37.0%	49.8%	57.5%	65.4%

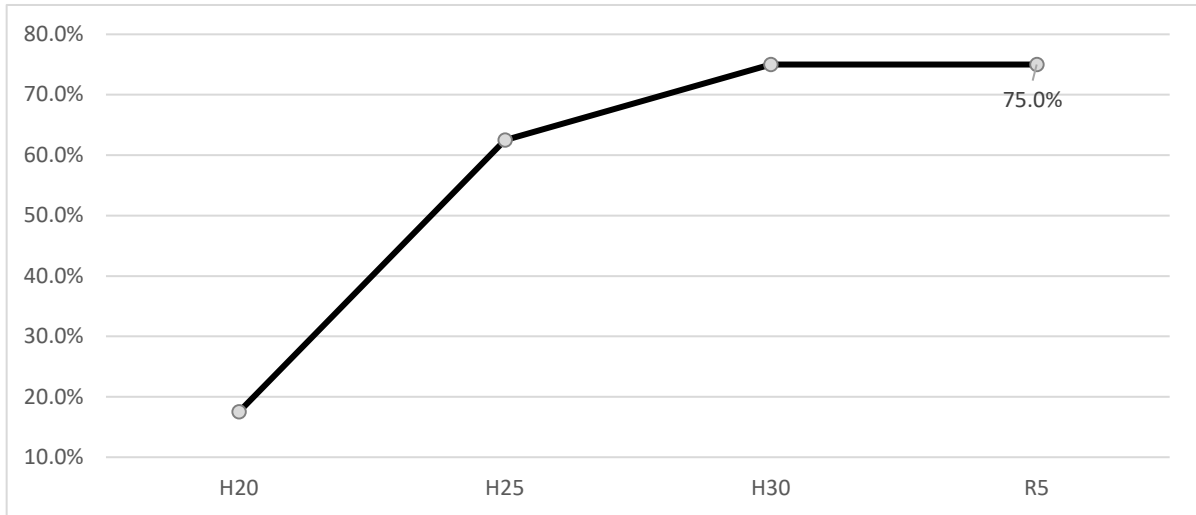


3 市町村におけるブックスタート実施率

[実施している市町村数/40 市町村]

(県生涯学習課による「子どもの読書活動推進に関する取組実施状況調査」)

H20	H25	H30	R5
17.5%	62.5%	75.0%	75.0%



令和 5 年度子どもの読書活動推進に関する取組実施状況調査結果から

※括弧内は市町村数

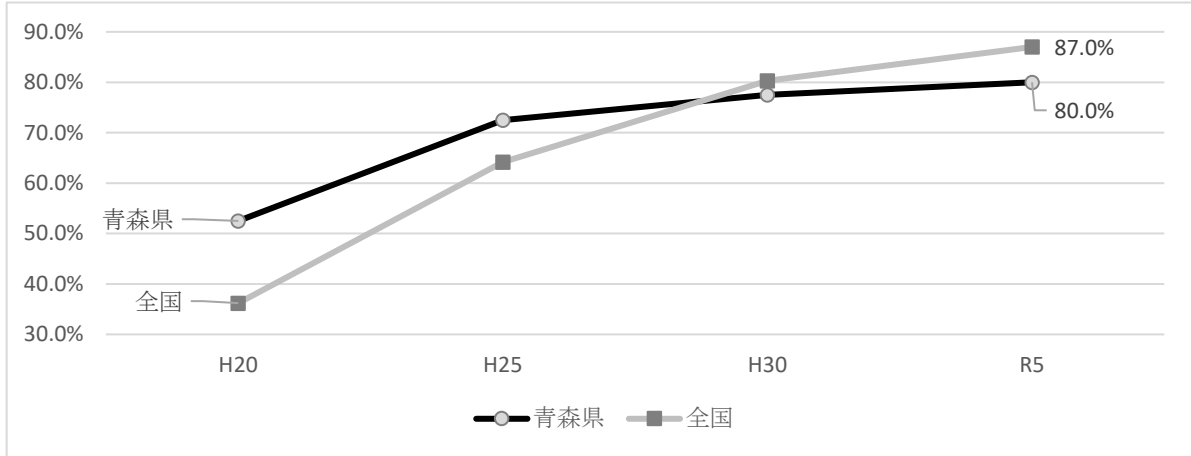
- 1 ブックスタート実施市町村数 (30)
- 2 ブックスタートの対象
 - ①乳幼児健診時 (24) ②その他 (6)
 - (その他の内容：新生児対象の保健師訪問時、地域子育て支援拠点事業「すてっぷ広場」開催時、出生届け時、出生時に送付される予防接種券にブックスタート引換券を同封し最寄りの各図書館で絵本を引き換える、村内7ヵ月児対象)
- 3 ブックスタートの実施に係る読み聞かせボランティア等との連携
 - ①連携している (14) ②連携していない (16)
 - (連携内容：読み聞かせ、絵本の紹介、絵本プレゼント、読み聞かせボランティアによるおはなし会、保健師又は読み聞かせボランティアが対象者に趣旨を説明等)
- 4 ブックスタートの実施に係る市町村立図書館や公民館図書室等との連携
 - ①主管が図書館 (18) ②連携している (1) (指定管理者の司書が実施)
 - ③連携していない (11)
- 5 「NP0ブックスタート」のブックスタート・パックを利用していますか。
 - ①利用している (21) ②利用していない (9)

4 市町村におけるこども読書活動推進計画の策定率

[策定している市町村数/40 市町村]

(文部科学省による「『子ども読書活動推進計画』策定状況調査」)

	H20	H25	H30	R5
青森県	52.5%	72.5%	77.5%	80.0%
全国	36.2%	64.2%	80.3%	87.0%



市町村こども読書活動推進計画策定状況

令和6年8月31日現在

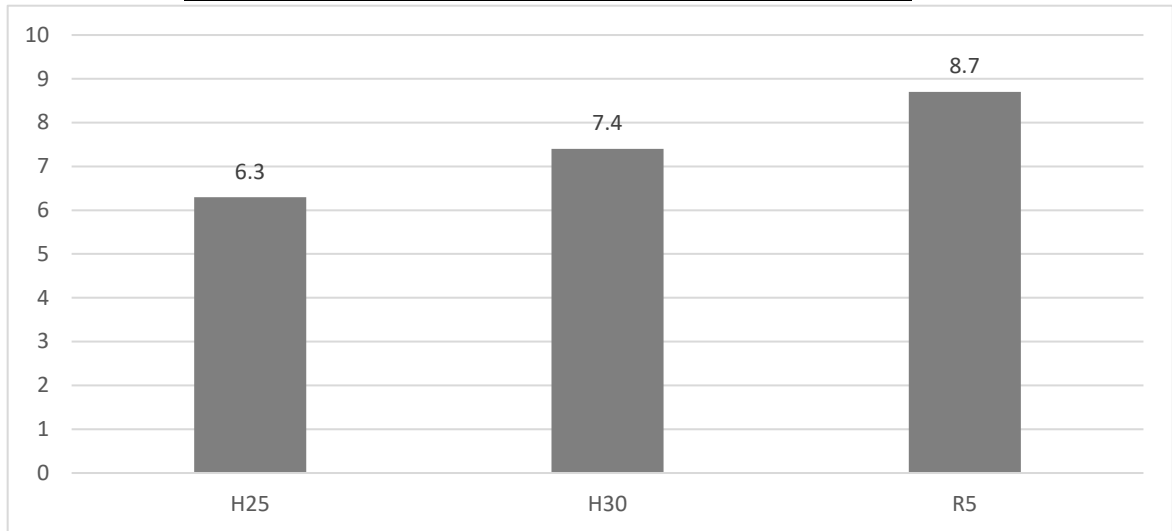
市町村名	策定状況	策定年月
1 青森市	策定済	H28.3 第3次 R3.2 一部改定
2 平内町	策定済	R3.4 第3次
3 今別町	策定済	H19.2 第1次
4 蓬田村	策定済	R2.5 第4次
5 外ヶ浜町	策定済	R5.2 第2次
6 五所川原市	策定済	R3.3 第3次
7 つがる市	策定済	R3.4 第3次
8 鱒ヶ沢町	策定済	R3.2 第3次
9 深浦町	策定済	H20.3 第1次
10 板柳町	策定済	R3.4 第4次
11 鶴田町	策定済	R4.3 第2次
12 中泊町	策定済	R4.4 第3次
13 弘前市	策定済	R2.4 第3次
14 黒石市	策定済	R4.2 第3次
15 平川市	策定済	R2.4 第3次
16 西目屋村	策定済	R6.4 第1次
17 藤崎町	作業中	
18 大鰐町	策定済	R2.4 第3次
19 田舎館村	策定済	R6.7 第1次
20 十和田市	策定済	R3.3 第4次

市町村名	策定状況	策定年月
21 三沢市	策定済	R5.4 第2次
22 野辺地町	策定済	H20.3 第1次
23 七戸町	策定済	H21.3 第1次
24 六戸町	策定済	H30.3 第2次
25 横浜町	予定なし	
26 東北町	策定済	R4.3 第4次
27 六ヶ所村	策定済	H27.2 第2次
28 おいらせ町	策定済	R5.3 第2次
29 むつ市	策定済	R6.3 第3次
30 大間町	策定済	H31.4 第1次
31 東通村	予定なし	
32 風間浦村	予定なし	
33 佐井村	予定なし	
34 八戸市	策定済	R5.3 第4次
35 三戸町	策定済	R5.3 第2次
36 五戸町	策定済	H22.3 第1次
37 田子町	策定済	H30.2 第2次
38 南部町	策定済	H25.3 第1次
39 階上町	策定済	R3.11 第3次
40 新郷村	予定なし	

5 公立図書館等における児童1人当たりの児童書の貸出冊数

[公立図書館等における児童書の貸出冊数/青森県の児童数(0~12歳)]
 (公立図書館等における児童書の貸出冊数:県立図書館による「『青森県の図書館』に係る調査」)
 (青森県の児童数(0~12歳):県総合政策部統計分析課による「青森県人口移動統計調査」)

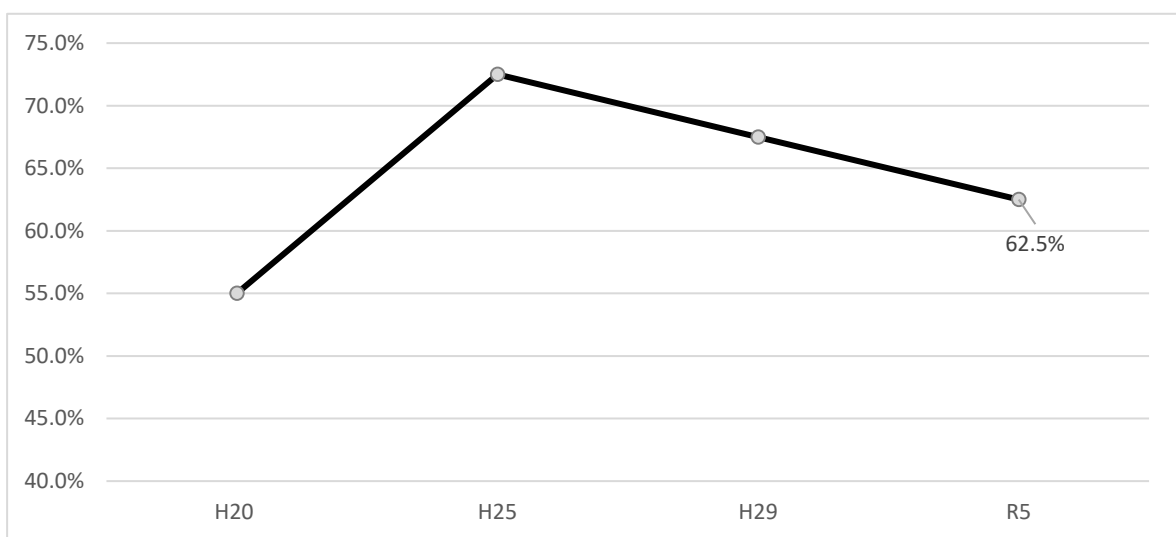
	H25	H30	R5
貸出冊数	6.3冊	7.4冊	8.7冊



6 ボランティアと連携している公立図書館等の割合

[連携している市町村数/40市町村]
 (県立図書館による「『青森県の図書館』に係る調査」)

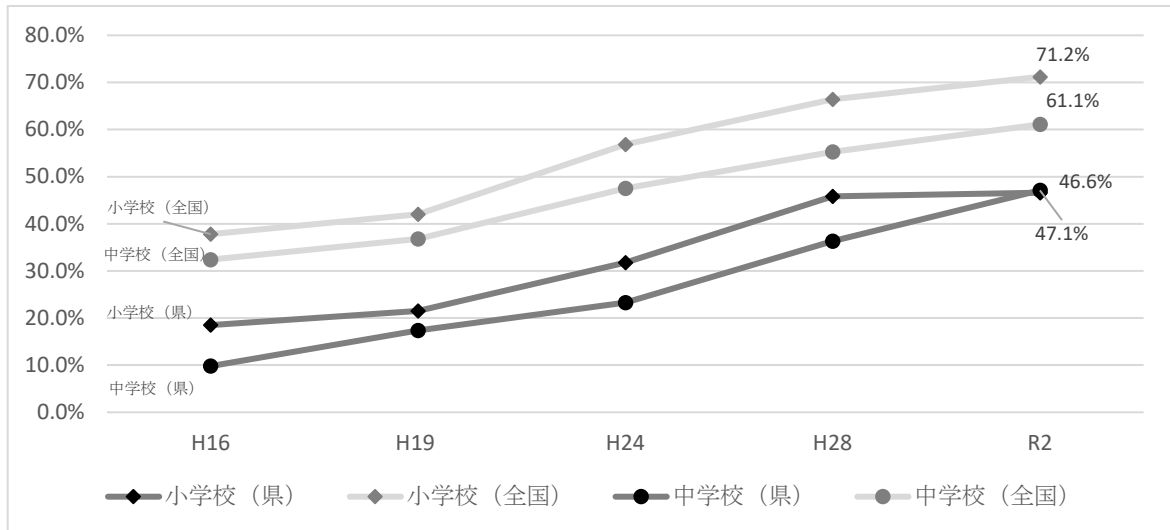
H20	H25	H29	R5
55.0%	72.5%	67.5%	62.5%



7 学校図書館図書標準の達成率

(文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査」)

	H16	H19	H24	H28	R2
小学校 (県)	18.5%	21.5%	31.8%	45.8%	46.6%
小学校 (全国)	37.8%	42.0%	56.8%	66.4%	71.2%
中学校 (県)	9.8%	17.4%	23.3%	36.3%	47.1%
中学校 (全国)	32.4%	36.8%	47.5%	55.3%	61.1%

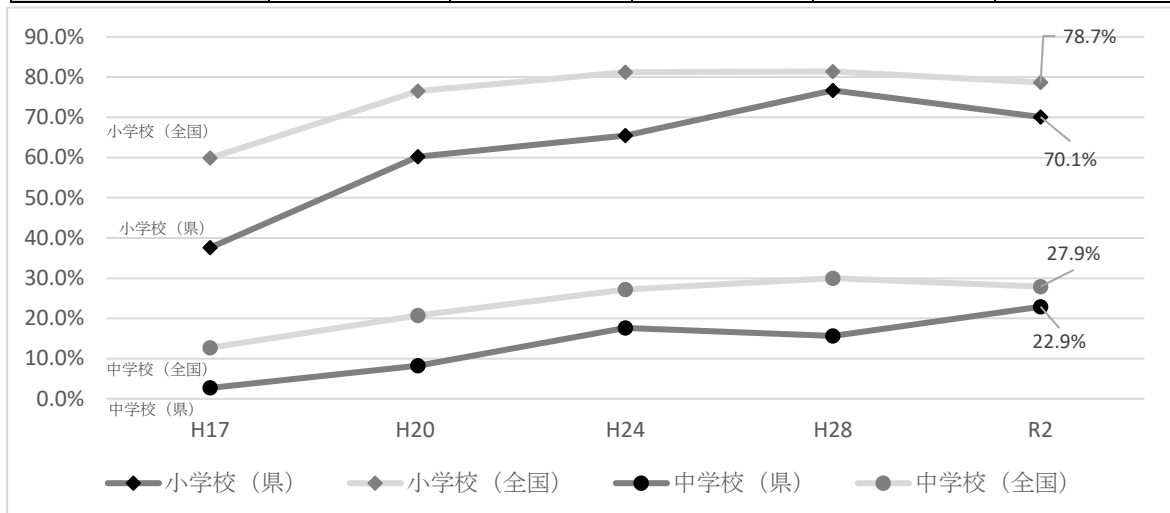


8 ボランティアと連携している学校の割合

[連携している学校数/県内全学校数]

(文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査」)

	H17	H20	H24	H28	R2
小学校 (県)	37.6%	60.2%	65.5%	76.7%	70.1%
小学校 (全国)	59.9%	76.5%	81.2%	81.4%	78.7%
中学校 (県)	2.7%	8.2%	17.6%	15.6%	22.9%
中学校 (全国)	12.7%	20.7%	27.2%	30.0%	27.9%

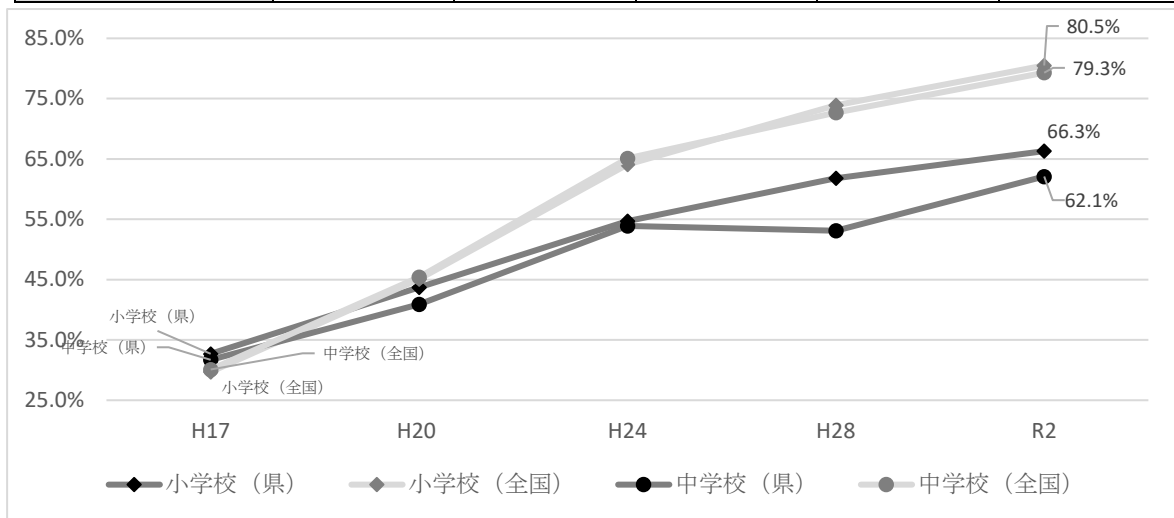


9 学校図書館における図書情報のデータベース化実施率

[実施学校数/県内全学校数]

(文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査」)

	H17	H20	H24	H28	R2
小学校（県）	32.7%	43.7%	54.7%	61.8%	66.3%
小学校（全国）	29.7%	45.1%	64.1%	73.9%	80.5%
中学校（県）	31.7%	40.9%	53.9%	53.1%	62.1%
中学校（全国）	30.1%	45.4%	65.1%	72.7%	79.3%

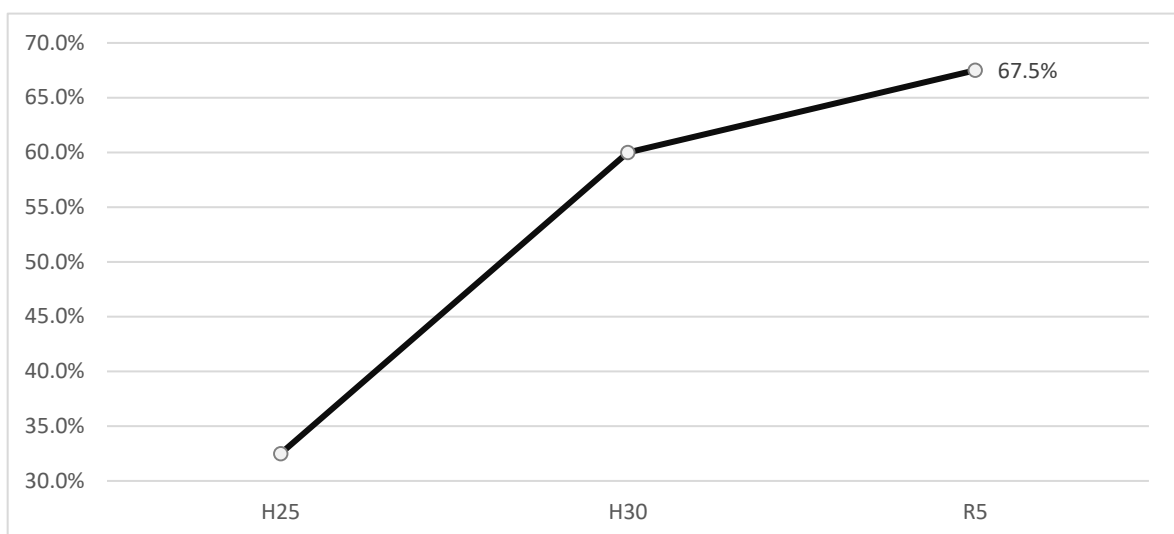


10 市町村におけるこどもの読書活動の大切さについての保護者の意識啓発を図る取組の実施率

[実施している市町村数/40 市町村]

(県生涯学習課による「子どもの読書活動推進に関する取組実施状況調査」)

H25	H30	R5
32.5%	60.0%	67.5%



〔資料編〕

1	県内公立図書館等一覧.....	4 2
2	子どもの読書活動の推進に関する法律.....	4 6
3	文字・活字文化振興法.....	4 8
4	図書館の設置及び運営上の望ましい基準.....	5 1
5	学校教育の情報化の推進に関する法律.....	5 9
6	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律.....	6 5
7	青森県こども読書活動推進協議会設置要項.....	7 0
8	青森県こども読書活動推進協議会委員.....	7 1

1 県内公立図書館等一覧

(1) 公立図書館

No.	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	開館時間 曜日による 変更の場合は※	休館日	
							毎週	毎月
	青森県立図書館	030-0184	青森市荒川藤戸119-7	017-739-4211	017-739-8353	9:00 ~ 19:00		4木、奇数月2水、4/3
1	青森市民図書館	030-0801	青森市新町一丁目3-7	017-776-2455	017-776-2400	9:00 ~ 20:00		2水
2	弘前市立弘前図書館	036-8356	弘前市下白銀町2-1	0172-32-3794	0172-36-8360	※ 9:30 ~ 19:00		3木
3	弘前市立岩木図書館	036-1313	弘前市賀田一丁目18-3	0172-82-1651	0172-82-5150	※ 9:30 ~ 19:00	月	
4	八戸市立図書館	031-0022	八戸市糠塚字下道2-1	0178-22-0266	0178-71-1312	※ 9:00 ~ 19:00		月末
5	八戸市図書情報センター	039-1101	八戸市尻内町字館田1-1	0178-70-2600	0178-70-2601	※ 10:00 ~ 20:00		月末
6	八戸市立南郷図書館	031-0111	八戸市南郷大字市野沢字中市野沢39-1	0178-60-8100	0178-60-8130	※ 9:00 ~ 19:00		月末
7	黒石市立図書館	036-0306	黒石市大字内町24-1	0172-53-2188	0172-53-2188	9:00 ~ 18:00	月	
8	五所川原市立図書館	037-0046	五所川原市字栄町119	0173-34-4334	0173-34-3256	※ 9:30 ~ 18:00	月	3木
9	五所川原市立図書館金木分館	037-0202	五所川原市金木町朝日山319-1	併設・複合	—	9:30 ~ 17:00	月	3木
10	五所川原市立図書館市浦分館	037-0401	五所川原市相内349-1	0173-35-2111	0173-62-2115	9:30 ~ 17:00	土日	
11	十和田市民図書館	034-0081	十和田市西十三番町2-18	0176-23-7808	0176-25-3838	9:00 ~ 20:00		4木
12	三沢市立図書館	033-0031	三沢市桜町一丁目5-43	0176-53-6040	0176-53-9883	※ 9:00 ~ 20:00		1-3-5月、日末(平日)
13	むつ市立図書館	035-0073	むつ市中央二丁目3-10	0175-28-3500	0175-28-3400	※ 9:00 ~ 19:00		2・4木
14	むつ市立図書館川内分館	039-5201	むつ市川内町楳木153	0175-42-3113	0175-42-4282	9:00 ~ 17:00		
15	むつ市立図書館大畑分館	039-4401	むつ市大畑町中島108-5	0175-34-2321	0175-34-2322	9:00 ~ 17:00		
16	むつ市立図書館脇野沢分館	039-5311	むつ市脇野沢渡向107-1	0175-44-2110	0175-44-3898	9:00 ~ 17:00		
17	つがる市立図書館	038-3107	つがる市柏稲盛幾世41イオンモールつがる柏内	0173-25-3131	0173-25-3133	10:00 ~ 20:00		最終月
18	平川市平賀図書館	036-0102	平川市光城二丁目30-1	0172-44-7665	0172-44-8780	9:00 ~ 18:00	月	4木
19	平川市尾上図書館	036-0242	平川市猿賀字南田15-1	0172-57-5980	0172-43-5005	9:00 ~ 18:00	月	4木
20	平内町立図書館	039-3321	平内町小湊字小湊79-3	017-755-2138	017-755-3954	9:00 ~ 17:00		2・4日
21	藤崎町図書館大夢	038-3802	藤崎町藤崎字中村井21-1	0172-75-2288	0172-89-7080	9:00 ~ 17:00	月	月末(平日)
22	板柳町民図書館	038-3661	板柳町福野田字実田11-7	0172-72-1161	0172-72-1801	9:00 ~ 17:00	月	
23	中泊町図書館	037-0305	中泊町中里字紅葉坂210	0173-69-1111	0173-69-1115	9:00 ~ 16:45	月	4木
24	野辺地町立図書館	039-3131	野辺地町字野辺地1-1	0175-64-2195	0175-72-8380	9:00 ~ 17:00	月	月末(平日)
25	七戸中央図書館	039-2524	七戸町字寺裏22	0176-62-2119	0176-62-3044	※ 9:00 ~ 18:00		4木
26	六戸町立図書館	039-2371	六戸町犬落瀬字前谷地61	0176-55-4561	0176-55-5405	9:30 ~ 18:00	月	3日
27	横浜町民図書館	039-4141	横浜町字三保野57-8	0175-78-6100	0175-78-6112	9:15 ~ 17:00	月	
28	東北町立図書館	039-2401	東北町上野字上野191-1	0176-56-2261	0176-56-3689	※ 9:15 ~ 18:00	火	
29	六ヶ所村民図書館	039-3212	六ヶ所村尾駁字野附1-8	0175-72-3405	0175-72-3407	※ 9:30 ~ 19:00	月	
30	おいらせ町立図書館	039-2222	おいらせ町下前田145-1	0178-52-3900	0178-50-1022	※ 9:00 ~ 19:00	月	
31	三戸町立図書館	039-0141	三戸町川守田字関根20-1	0179-22-1731	0179-22-1606	10:00 ~ 18:00	月	4木
32	五戸町図書館	039-1558	五戸町字館1-1	0178-61-1040	0178-61-1039	※ 10:00 ~ 19:00	月	
33	田子町立図書館	039-0201	田子町田子字天神堂向22-9	0179-20-7221	0179-20-7224	※ 10:00 ~ 18:00	月火	4木

(令和5年4月1日現在)

祝日 開館	開館 日数 (R4)	蔵書冊数		令和5年度受入冊数		図書費		児童サービス等				学校等との連携			ポ ラ ン テ ィ ア の 連 携	児童向け行事					No.
		総冊数 (冊)	うち児童書 (冊)	総冊数 (冊)	うち児童書 (冊)	R4年度予算 (千円)	児 童 室	児童専用 カウンター	YA サービス	YA専用 コーナー	幼稚園 保育所	学校	学校 図書館	講 演 会		講 座	お 話 会	映 画 会	展 示		
○	322	997,875	77,273	21,046	5,368	41,235	○	○			○	○	○	○			19	26			
○	336	1,049,142	229,161	24,155	4,954	20,996	○	○	○	○	○	○	○	○			98	25	1		
○	307	559,563	124,687	13,936	4,653	16,434	○		○	○	○	○	○	○	1	3	106	1	41	2	
○	302	本館に含む		本館に含む			○		○	○		○		○		1	52	12	3		
○	330	449,935	89,661	10,618	2,141	15,270	○		○	○	○	○	○	○		3	166	11	4		
○	330	6,136	3,182	496	232						○		○			1		11	5		
○	321	62,937	22,011	2,126	638		○		○	○	○	○	○	○		2	47	22	6		
○	230	60,309	11,530	5,889	1,451	1,121	○				○	○	○	○			8	2	8	7	
○	294	122,201	26,153	3,325	926	3,239	○		○	○	○	○	○	○		11	19		8		
	283	6,668	1,768	401	100				○		○	○							9		
	243	2,405	151	18	1						○	○							10		
○	341	192,646	67,615	7,345	2,197	11,570	○		○	○	○	○		○		1	5	12	11		
○	307	131,725	29,873	2,991	1,032	5,800	○	○	○	○		○		○		2	27	1	26	12	
○	311	157,187	33,220	6,457	950	5,000	○	○						○		1	37	2	13		
○	355	5,168	2,268	112	38														14		
○	355	7,840	1,939	113	44														15		
○	355	4,294	1,937	97	47														16		
○	348	109,543	29,302	3,085	1,441	3,857	○			○	○	○		○		7	36	42	17		
○	289	101,246	32,806	1,856	490	3,846	○		○	○	○	○	○	○		16		23	18		
○	290	47,223	13,696	1,007	385		○		○	○						12		12	19		
	312	46,038	8,276	1,225	518	729	○				○	○		○		9		3	20		
○	244	69,824	21,458	1,247	414	1,110	○				○			○		19	1	12	21		
○	299	30,790	7,661	896	275	1,208	○						○	○		5		3	22		
	270	58,896	9,571	1,008	212	1,319	○		○	○	○	○	○			2	2	12	23		
○	297	91,707	30,104	1,132	415	1,500	○		○	○		○		○		11	9	10	24		
	327	32,015	10,745	611	357	600			○		○	○		○		1			25		
	277	30,446	7,621	654	654	1,000	○		○		○	○	○	○					26		
	295	17,627	3,599	359	96	300	○				○								27		
	293	54,839	13,501	1,527	899	1,800	○		○	○	○	○	○	○		11			28		
○	301	48,275	15,955	2,111	678	3,700	○		○		○	○	○	○		12		10	29		
○	301	71,858	27,602	2,062	660	1,850	○		○	○		○	○	○		1	10	12	30		
○	296	47,587	15,082	1,096	286	1,700	○	○	○	○	○	○				1			31		
○	298	119,651	30,968	1,702	554	1,900	○		○	○	○	○	○			11		3	32		
	229	36,857	11,071	891	259	1,100	○		○	○	○	○	○					4	33		

(2) 公民館図書室等

No.	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	開館時間 ※曜日等による 変更あり
1	ふれあい文庫(今別町中央公民館)	030-1502	今別町大字今別字今別77 (今別166)	0174-31-5140 (0174-35-2157)	0174-35-2450 (0174-35-3923)	10:00 ~ 16:00
2	蓬田村ふるさと総合センター	030-1203	蓬田村郷沢浜田136-76	0174-31-3111	0174-31-3112	8:15 ~ 17:00
3	外ヶ浜町中央公民館	030-1302	外ヶ浜町字蟹田中師宮本80-1	0174-22-3175	0174-22-3162	9:00 ~ 17:00
4	日本海拠点館	038-2761	鱒ヶ沢町大字舞戸町字北禿181	0173-72-5555	0173-72-7500	9:00 ~ 18:00
5	「太宰の宿」ふかうら文学館	038-2324	深浦町深浦字浜町134	0173-84-1070	0173-84-1070	8:30 ~ 17:00
6	西目屋村中央公民館	036-1411	西目屋村大字田代字稲元143	0172-85-2858	0172-85-3132	9:00 ~ 17:00
7	大鰐町中央公民館	038-0211	大鰐町大字大鰐字前田51-8	0172-48-3201	0172-48-3215	* 9:00 ~ 18:00
8	田舎館村中央公民館	038-1121	田舎館村大字畑中字藤本159-1	0172-58-2250	0172-58-2394	9:00 ~ 21:00
9	鶴田町公民館	038-3503	鶴田町鶴田字沖津189-1	0173-22-2818	0173-22-2818	* 8:15 ~ 21:00
10	大間町立公民館 (令和6年3月31日閉館)	039-4601	大間町大間字大間91	0175-37-2103	0175-37-4661	閉館中
11	東通村教育委員会	039-4292	東通村砂子又字沢内5-34	0175-33-2341	0175-27-3027	8:15 ~ 17:00
12	風間浦村中央公民館	039-4502	風間浦村大字易国間字大川目28-5	0175-35-2210	0175-35-2123	8:15 ~ 17:00
13	佐井村中央公民館	039-4711	佐井村大字佐井字糠森20	0175-38-4506	0175-38-4512	8:30 ~ 17:00
14	南部町立福地公民館	039-0802	南部町苦米地字下宿22-1	0178-84-2128	0178-84-2128	9:00 ~ 21:00
15	名川中学校図書室1階	039-0502	南部町下名久井字白山81	0178-76-3121	0178-76-3136	* 10:00 ~ 19:00
16	階上町道仏公民館	039-1201	階上町道仏字横沢15-3	0178-89-2110	0178-89-2110	9:00 ~ 17:00
17	ハートフルプラザ・はしかみ	039-1201	階上町道仏字天当平1-182	0178-88-2522	0178-88-3069	9:00 ~ 19:00
18	石鉢ふれあい交流館	039-1211	階上町蒼前東7丁目9-4	0178-80-1671	0178-80-1676	* 9:00 ~ 19:00
19	新郷村教育委員会	039-1801	新郷村戸来字風呂前10	0178-78-2111	0178-78-3294	8:15 ~ 18:00
20	北通り総合文化センター「ウイング」	039-4601	大間町大字大間字内山48-164	0175-32-1111	0175-37-5110	9:00 ~ 17:00

(令和5年4月1日現在)

休館日	祝日 開館	蔵書冊数		4年度受入冊数		図書費	児童サービス等		学校等との連携			ポ ラ ン テ ィ ア の 連 携	児童向け行事				No.	
		総冊数 (冊)	うち児童書 (冊)	総冊数 (冊)	うち児童書 (冊)	5年度予算 (千円)	児 童 室	YA サ ー ビ ス	幼 稚 園 保 育 所	学 校	学 校 図 書 館		講 演 会	講 座	お 話 会	展 示		
毎週月木	○	6,353	1,594	79	1	50	○											1
毎週土日		5,148	523	105	0	187	○					○						2
毎週月	○	7,147	886	178	18	30	○					○		13				3
毎週月火 毎月4木(図書 コーナーのみ)		26,209	6,678	197	97	300	○		○	○								4
毎週月	○	11,933	6,199	186	100	200	○			○								5
	○	3,571	663	23	0	33											1	6
毎週月	○	8,635	1,617	400	30	500					○	○						7
	○	13,608	2,008	329	99	500	○					○					1	8
	○	9,296	—	106	4	200	○		○	○		○						9
		—		—		0												10
毎週土日		—		—		0												11
毎週土日		—		—		0												12
		11,808		30		0			○									13
毎月3日		7,485		71		110												14
毎週月	○	31,558	10,015	650	163	1,590	○			○		○				3		15
毎週日		6,391	2,157	160	35	300												16
	○	10,892	3,141	168	45	300	○											17
	○	5,998	2,569	225	14	300												18
	○	13,395	1,317	293	40	50												19
毎週月	○	26,299	8,397	145	36	680	○											20

2 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

3 文字・活字文化振興法

(平成十七年法律第九十一号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵かん養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵かん養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

4 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成24年12月19日文科科学省告示第172号)

第一 総則

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- 1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- 3 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

4 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。

5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

（一）基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の②の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資

料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。

3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書等の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実に資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の 2 に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。

3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

ア資料の紹介、提供に関すること

イ情報サービスに関すること

ウ図書館資料の保存に関すること

エ郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること

オ図書館の職員の研修に関すること

カその他図書館運営に関すること

2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア 研修

イ 調査研究

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に答えるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

1 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

2 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

1 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。

3 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四 職員

① 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。

② 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員**に対する研修の機会**を確保することが望ましい。

5 学校教育の情報化の推進に関する法律

(令和元年法律第四十七号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、デジタル社会の発展に伴い、学校における情報通信技術の活用により学校教育が直面する課題の解決及び学校教育の一層の充実を図ることが重要となっていることに鑑み、全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び学校教育の情報化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う児童生徒の育成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

2 この法律において「学校教育の情報化」とは、学校の各教科等の指導等における情報通信技術の活用及び学校における情報教育（情報及び情報手段（電子計算機、情報通信ネットワークその他の情報処理又は情報の流通のための手段をいう。次条第一項において同じ。）を主体的に選択し、及びこれを活用する能力の育成を図るための教育をいう。第十四条において同じ。）の充実並びに学校事務（学校における事務をいう。以下同じ。）における情報通信技術の活用をいう。

3 この法律において「児童生徒」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「デジタル教材」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）として作成される教材をいう。

5 この法律において「デジタル教科書」とは、教科書に代えて、又は教科書として使用されるデジタル教材をいう。

(基本理念)

第三条 学校教育の情報化の推進は、情報通信技術の特性を生かして、個々の児童生徒の能力、特性等に応じた教育、双方向性のある教育（児童生徒の主体的な学習を促す教育をいう。）等が学校の教員による適切な指導を通じて行われることにより、各教科等の指導等において、情報及び情報手段を主体的に選択し、及びこれを活用する能力の体系的な育成その他の知識及び技能の習得等（心身の発達に応じ

て、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことをいう。)が効果的に図られるよう行われなければならない。

- 2 学校教育の情報化の推進は、デジタル教科書その他のデジタル教材を活用した学習その他の情報通信技術を活用した学習とデジタル教材以外の教材を活用した学習、体験学習等とを適切に組み合わせること等により、多様な方法による学習が推進されるよう行われなければならない。
- 3 学校教育の情報化の推進は、全ての児童生徒が、その家庭の経済的な状況、居住する地域、障害の有無等にかかわらず、等しく、学校教育の情報化の恵沢を享受し、もって教育の機会均等が図られるよう行われなければならない。
- 4 学校教育の情報化の推進は、情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校の教職員の負担が軽減され、児童生徒に対する教育の充実が図られるよう行われなければならない。
- 5 学校教育の情報化の推進は、児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十七条において同じ。）の確保を図りつつ行われなければならない。
- 6 学校教育の情報化の推進は、児童生徒による情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響に十分配慮して行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、学校教育の情報化の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（学校の設置者の責務）

第六条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校における学校教育の情報化の推進のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（法制上の措置等）

第七条 政府は、学校教育の情報化の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 学校教育情報化推進計画等

(学校教育情報化推進計画)

第八条 文部科学大臣は、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、学校教育の情報化の推進に関する計画（以下「学校教育情報化推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 学校教育情報化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 学校教育の情報化の推進に関する基本的な方針
 - 二 学校教育情報化推進計画の期間
 - 三 学校教育情報化推進計画の目標
 - 四 学校教育の情報化の推進に関する施策に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 五 前各号に掲げるもののほか、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 学校教育情報化推進計画は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第十七条第一項に規定する基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 文部科学大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、学校教育情報化推進計画を変更するものとする。
- 5 文部科学大臣は、学校教育情報化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、総務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 6 文部科学大臣は、学校教育情報化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県学校教育情報化推進計画等)

第九条 都道府県は、学校教育情報化推進計画を基本として、その都道府県の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県学校教育情報化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、学校教育情報化推進計画（都道府県学校教育情報化推進計画が定められているときは、学校教育情報化推進計画及び都道府県学校教育情報化推進計画）を基本として、その市町村の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村学校教育情報化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県学校教育情報化推進計画又は市町村学校教育情報化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 学校教育の情報化の推進に関する施策

(デジタル教材等の開発及び普及の促進)

第十条 国は、情報通信技術を活用した多様な方法による学習を促進するため、デジタル教材等（デジタル教材及びデジタル教材を利用するための情報通信機器をいう。次項において同じ。）、情報通信技術を活用した教育方法等の開発及び普及の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、障害の有無にかかわらず全ての児童生徒が円滑に利用することができるデジタル教材等の開発の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(教科書に係る制度の見直し)

第十一条 国は、前条第一項の学習を促進するため、教科書として使用することが適切な内容のデジタル教材について各教科等の授業においてデジタル教科書として使用することができるよう、その教育効果を検証しつつ、教科書に係る制度（教科書の位置付け及び教科書に係る検定、義務教育諸学校の児童生徒への教科書の無償の供与、教科書への掲載に係る著作物の利用等に関する制度をいう。次項において同じ。）について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の措置の実施の状況等を踏まえ、学校における情報通信技術の活用のための環境の整備の状況等を考慮しつつ、教科書に係る制度の在り方について不断の見直しを行うものとする。

(障害のある児童生徒の教育環境の整備)

第十二条 国は、情報通信技術の活用により可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けることができる環境の整備が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保)

第十三条 国は、情報通信技術の活用により疾病による療養その他の事由のため相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(学校の教職員の資質の向上)

第十四条 国は、情報通信技術を活用した効果的な教育方法の普及、情報通信技術の活用による教育方法の改善及び情報教育の充実並びに情報通信技術の活用による学校事務の効率化を図るため、学校の教員の養成及び学校の教職員の研修を通じたその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(学校における情報通信技術の活用のための環境の整備)

第十五条 国は、デジタル教材の円滑な使用を確保するための情報通信機器その他の機器の導入及び情報通信ネットワークを利用できる環境の整備、学校事務に係る情報システムの構築その他の学校における情報通信技術の活用のための環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(学習の継続的な支援等のための体制の整備)

第十六条 国は、児童生徒に対する学習の継続的な支援等が円滑に行われるよう、情報通信技術の活用により児童生徒の学習活動の状況等に関する情報を学校間及び学校の教職員間で適切に共有する体制を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の保護等)

第十七条 国は、児童生徒及び学校の教職員が情報通信技術を適切にかつ安心して利用することができるよう、学校における児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティの確保を図るため、学校におけるサイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国は、学校の教職員による情報通信技術の活用を支援する人材の確保、養成及び資質の向上が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等の推進)

第十九条 国は、デジタル教材の教育効果、情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響等に関する調査研究、情報通信技術の進展に伴う新たなデジタル教材、教育方法等の研究開発等の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第二十条 国は、学校教育の情報化の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、学校教育の情報化に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体の施策)

第二十一条 地方公共団体は、第十条から前条までの国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた学校教育の情報化のための施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 学校教育情報化推進会議

第二十二條 政府は、関係行政機関（文部科学省、総務省、経済産業省その他の関係行政機関をいう。次項において同じ。）相互の調整を行うことにより、学校教育の情報化の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、学校教育情報化推進会議を設けるものとする。

- 2 関係行政機関は、学校教育の情報化に関し専門的知識を有する者によって構成する学校教育情報化推進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

6 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年法律第四十九号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であつて、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

7 青森県こども読書活動推進協議会設置要項

(設置)

第1条 「青森県こども読書活動推進計画（第五次）」を策定し、こどもの読書活動に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、関係者等で構成する青森県こども読書活動推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進協議会は、12人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる分野から、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

- ① こどもの保護者
- ② 学校図書館関係者（小学校）
- ③ 学校図書館関係者（中学校）
- ④ 学校図書館関係者（高等学校）
- ⑤ 特別支援学校関係者
- ⑥ 市町村立図書館関係者・公民館（図書室等）関係者
- ⑦ 幼稚園・保育所・認定こども園関係者
- ⑧ 書籍販売業関係者
- ⑨ 読書活動グループ・NPO等関係者
- ⑩ 市町村ブックスタート事業関係者
- ⑪ 市町村読書事業関係者
- ⑫ 学識経験者

3 委員の任期は、委嘱した日から令和7年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第3条 推進協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(招集)

第4条 推進協議会の会議は、教育長が招集する。

(オブザーバー)

第5条 推進協議会の会議には、必要に応じて県の関係部局からオブザーバーを招集することができる。

(専門委員会)

第6条 推進協議会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、推進協議会の協議事項の原案を作成する。

3 専門委員会は、推進協議会の会長が指名する委員及びオブザーバーをもって構成する。

4 専門委員会の委員長は、推進協議会の会長が指名する。

(庶務)

第7条 推進協議会の庶務は、青森県教育庁生涯学習課において掌理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要項は、令和6年6月6日から施行する。

8 青森県こども読書活動推進協議会委員

(任期：令和6年7月24日～令和7年3月31日)

(1) 青森県こども読書活動推進協議会

番号	職 名	氏 名	備考
1	中泊町立武田小学校 PTA 会長 (青森県 PTA 連合会 理事)	中 田 妃登美	
2	青森市立筒井南小学校 校長 (学校図書館協議会 副会長)	相 馬 克 典	
3	青森市立三内中学校 校長 (学校図書館協議会 会長)	黒 丸 健 吾	副会長
4	青森県立大湊高等学校 校長 (学校図書館協議会 副会長)	伊 藤 文 一	
5	青森県立むつ養護学校 校長	道 合 修 子	
6	六ヶ所村民図書館 館長	貝 塚 真登花	
7	岡三沢こども園 園長代理	木 村 美穂子	
8	株式会社成田本店 部長	三 上 定 博	
9	八戸市読み聞かせボランティア「青い鳥」 代表	三 浦 文 恵	
10	大鰐町保健福祉課 保健師	佐々木 佳 子	
11	八戸ブックセンター 主任企画運営専門員	森 佳 正	
12	青森大学社会学部 教授	秋 田 敏 博	会長

オブザーバー

1	こども家庭部 こどもみらい課 子育て支援グループマネージャー・総括主幹	千 葉 勇	
2	こども家庭部 県民活躍推進課 青少年グループマネージャー・副参事	櫻 庭 知 美	
3	県教育庁 学校教育課 小中学校指導グループ 指導主事	小 向 美保子	
4	県立図書館 企画支援課 総括主幹・司書	奈良岡 裕 子	

(2) 専門委員会

番号	職 名	氏 名	備考
1	青森市立三内中学校 校長 (学校図書館協議会会長)	黒 丸 健 吾	委員長
2	六ヶ所村民図書館 館長	貝 塚 真登花	
3	八戸ブックセンター 主任企画運営専門員	森 佳 正	
4	青森大学社会学部 教授	秋 田 敏 博	
5	こども家庭部 こどもみらい課 子育て支援グループマネージャー・総括主幹	千 葉 勇	
6	こども家庭部 県民活躍推進課 青少年グループマネージャー・副参事	櫻 庭 知 美	
7	県教育庁 学校教育課 小中学校指導グループ 指導主事	小 向 美保子	
8	県立図書館 企画支援課 総括主幹・司書	奈良岡 裕 子	